

平成15年厚岸町議会第1回定例会		
平成15年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成15年3月6日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成15年3月14日 午前10時00分
	閉 会	平成15年3月14日 午後 4時59分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○			
以上の結果 出席委員 18名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	監査事務局長	阿 野 幸 男
助 役	大 沼 隆	農委事務局長	農 政 課 長 兼 務
収 入 役	黒 田 庄 司	教 委 体 育 振 興 課 長	澤 向 邦 夫
総 務 課 長	田 辺 正 保		
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	教委指導室長	大 場 和 典
ま ち づ く り 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	水 道 課 長	山 崎 国 雄
		病 院 事 務 長	大 野 繁 嗣
税 務 課 長	大 野 榮 司	特別養護老人 ホーム施設長	藤 田 稔
町 民 課 長	古 川 福 一		
保健福祉課長	久 保 一 將	デイサービス センター施設長	玉 田 勝 幸
環境政策課長	松 澤 武 夫		
農 政 課 長	西 野 清	行財政課長補佐	小 島 信 夫
水 産 課 長	小 倉 利 一	環 境 政 策 課 長 補 佐	佐 藤 悟
商工観光課長	高 根 行 晴		
建 設 課 長	北 村 誠	建設課長補佐	倉 知 敏 春
監 査 委 員	今 村 實	教 委 管 理 課 長 補 佐	米 内 山 法 敏
教 育 長	富 澤 泰		
教委管理課長	柿 崎 修 一	建 築 係 主 任	渡 部 貴 志
教 委 生 涯 学 習 課 長	松 浦 正 之		

委員長

ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻 10時00分

委員長

115ページ、4目の老人福祉費から審査を進めてまいります。

115から125までの間です。

9番。

9 番

老人福祉に重大なる関心を持って質問をするので、ひとつそのように、心して答えていただきたいと思います。

ここに老人の、高齢者バスの乗車券の助成がございますね、予算。このバスの乗車券の利用ですね、これはバス以外には利用できないようになっておりますね、今のところ。ところが高齢者にしますと、例えば雪降り雨降りに、風の強いときに、病院やいろんな用事も足しに行きたいという場合に、バスの駐車場といいますか、そこまでに行くことが大変な場合があると。それですから、できたら、バス以外の車両の利用にも利用できるような配慮をしてもらえないかという声があるものからです。

例えば、これはハイヤーとかタクシーを頼んだと。タクシーに使ってもいいとか、こういうことがもしできれば、老人にすると非常にこれは便利なものですから、そういう配慮をできないものかどうかと思ひまして、質問申し上げた次第でございます。

保健福祉
課 長

利用の拡大について、ご質問者の言うとおり、やはりご高齢者の方については、そういった問題があるというふうに認識をします。ただ、今のこのバスの利用券についてタクシー等々も使えるように。この手法についてはかなり難しい点があるかと思ひます。

重度の障害をお持ちの方についてはタクシー券ももちろん交付しております。バスを使えないということですね。一般のご高齢者の方のこのバスの回数券の配布について、今申し上げたように、これをタクシー会社共有の回数券、5,000円ずつ配布していますけれども、これをバスで2,000円使って残り3,000円はタクシーを使ってもいいというような取り扱いになろうかというふうに思ひますけれども、やはり、これからはいろいろな私どもも研究をしながら、そういった多様な施策の展開がやはり必要になってくるだろうと。そういうふうに思っているところであります。

	して、バス会社あるいはタクシー会社とともども協議をしながら精算方式をとれば可能なかなというふうなことも考えていますので、その辺の技術的な問題について、あるいは契約方法についてさらに研究を重ねながら、平成16年度から対応できるような方向で検討をさせていただきたいなと。 非常にいろいろ法的な問題等々も検討しなければなりませんので、少し時間をいただきながら十分な検討をさせていただきたいと、そのように考えております。
委 員 長	9 番。
9 番	これは別に予算が、特別たくさん使えと言っている意味ではありませんし、例えば重度障害者のその一歩手前の人との差ということは、機械的にはなかなか割り切れないものもございますね。例えば、同じふだんは元気でも、健康者でも体調が悪ければ重度障害者みたいになる日もありますからね、ましてやお年寄りでございますから、その辺いろいろ難しい面もあろうと存じますが、その辺より充実した便宜を図れるようにひとつ大いに、今研究してくださるお話でございますから非常に頼りにしておりますが、できるだけ遅くならない時期に、そのような利用ができるように研究し、実施してくださるようにひとつお願いして、私の質問を終わります。
委 員 長	町長。
町 長	やはり高齢者福祉の一番大事なことは、高齢者が安心して生活できる環境を整備していかなければならないというふうに考えます。そのための保健福祉の拡充というものも大事な課題であろうかと思っております。 ただいまのご提言を参考に、いろいろと課長からお話がございましたとおり研究をさせていただきたい、かように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。
委 員 長	他に、この老人福祉費の項目でございませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ進めます。
	5 目国民年金費、6 目自治振興費。
	11 番。
1 1 番	ここに、生活改善センターの下水道排水設備整備事業がのっているんですが、現在、この改善センターと真竜保育所と商工会の施設のための浄化施設が設置されていますよね。これの管理はどこが行っているのですか。
委 員 長	町民課長。

町民課長	現在お話ありました浄化槽は、町民課の方で保守点検の予算を持って管理をしております。
委 員 長	11番。
1 1 番	今回改善センターだけを整備しようとしていますよね。どうして、保育所だとか、商工会はちょっとわかりませんが、下水道につなぐ計画はないのか。商工会はどうなっているのか、ちょっとお伺いしたいんですが。
委 員 長	町民課長。
町民課長	お話にありました15年度に行います下水道排水設備の事業につきましては、現在浄化槽を使っております商工会、それから真竜保育所も含めて、この中で大出しをして1本で事業をしようということで、15年度につきまして自治振興費の中で投資的事業として一括計上して、実はのせております。 事業につきましては、真竜保育所分につきましては、本来的には事業性質別となりますと保育所の方の予算でもという形になるんですが、親元、改善センターの改修時の浄化槽だという意味で、真竜保育所分につきましてもこの中に盛り込もうと。 それから、商工会の分につきましては、商工会が勝手に別に事業してくださいということに形態上ならないものですから、別に負担金をいただいて歳入で見ると。工事については3カ所一遍に下水道をつなぐという工事を、この中でやっていこうということですので、ご理解をいただきたいと思います。
委 員 長	11番。
1 1 番	そうすると、商工会の分は歳入のどこで見ているわけですか。
委 員 長	町民課長。
町民課長	歳入は、54ページ雑入になりますが、上から14行目、下水道排水設備工事費負担金として48万 5,000円を計上しておりますが、これが商工会から工事負担分としていただく分であります。
委 員 長	11番。
1 1 番	内容的にはわかったんですけども、この歳入はやはりわかるように説明・記載をしていただきたいなと。こういうのが、今度あちこちに紛れ込んでしまえば、結果的にわからなくなってしまうのではないのかなというふうに思うんですが、その点ではどうなのでしょう。 それから、今回この港町の2号公園にコミュニティー事業で、これは遊具ですか、

	設置されるのは。	
委 員 長	町民課長。	
町民課長	お話にありましたとおり遊具の整備でございます。	
委 員 長	行財政課長。	
行 財 政 課 長	今の歳入の組み方の問題だというふうに思いますけれども、基本的には委員おっしゃるとおりというふうに考えます。	
	ただ、この件につきましては既に水洗化になっておりまして浄化槽がついている。ですから、基本的にはトイレ等の改修ありません。最後浄化槽をつぶす作業はあるんですけれども、基本的には一括発注の中で、生活改善センターの下水道関係の整備関係が主ということで、こういうふうに組ませていただきました。事務事業別予算からすると細分化すべきというふうに、揭示すべきものですが、一括でこのものを、今までもそういう形で3つの施設が1つのものとして整備することが安価でありますし、一括発注するということの優位性もありまして、ここに組ませていただきました。	
	いずれにいたしましても、その辺の説明を含めて不十分だったというふうに思います。その分についてはおわび申し上げます。	
委 員 長	他にありませんか。	
	(な し)	
委 員 長	なければ進めます。	
	7目社会福祉施設費。	
	11番。	
1 1 番	下水道工事がどんどん進んでいるんですけれども、集会所あるいはこの生活館だとかこれの、それからコミュニティーセンターですか、これらについてどのぐらい下水道は接続されたのか。また、今後の計画について説明をお願いしたいというふうに思うんですが。	
委 員 長	暫時休憩します。	休憩時刻 10時14分
委 員 長	再開します。	再開時刻 10時23分
	町民課長。	
町民課長	大変時間をとらせて申しわけございませんでした。	

	自治振興係で所管をしております集会施設の中で、下水道の全体計画に含まれる施設は全部で11施設ありますが、14年度までに完了しております施設は湾月生活館、湖南集会所、それから松葉の集会所の3カ所であります。それで、15年度で生活改善センターを実施をするということになりますので、これで4カ所目になります。 残ります施設につきましては、それぞれ下水道の供用開始から3年以内に実施をしなければいけないという規定になっておりますので、その中で実施計画の中に盛り込みながら実施をしていくということで、現在進んでおります。
委 員 長	11番。
1 1 番	そうするとこの地域は、整備された区域内は完了しているということなんですか。 そうすると、現在までに湖北地域は整備されたので何カ所残っているんですか。
委 員 長	町民課長。
町民課長	湖北地区は15年度実施します生活改善センターが初めてであります。
1 1 番	いやいや、残っているのは何カ所、これから整備しなければならないのは。
町民課長	7カ所になります。真栄地区集会所、それから白浜、それから住の江の丘陵、ここは今浄化槽を設置されている施設ですが、これからの計画の中でどうなるかということが決まっていくわけであります。 それから、太田南、宮園・白浜のコミュニティーセンター、それから住の江、それと一応現在持っています集会所施設として、旧役場の近くにありますが宮園地区集会所も含まれております。 現時点で真栄地区集会所の分につきましては、真竜小学校の建てかえ絡みで集会所をそこに併設ができないかといったことも検討されておまして、真竜地区集会所について3カ年計画の中に具体的に実施計画としてのせていないということでございます。
委 員 長	11番。
1 1 番	今説明されたのは、要するに区域内ということでしょう、全体の計画の中の。そうではなくて、今までに下水道がもう設置されて、供用開始になっている区域内の、その中で今未整備はどこどこなんだということを聞いたんですよ。
委 員 長	町民課長。
町民課長	真栄地区集会所1カ所だけになります。
委 員 長	11番。

1 1 番

今、聞いてちょっと驚いたんですけれども、真栄集会所が真竜小学校の計画と一緒に考えられているというような話なんですけれども、そういうことは地域の方々と相談されながら話が進んでいることなんでしょうか。

コミュニティー施設ですから、言ってみればその地域の人たちの要望等を踏まえてつくられた施設ですよ。それで、特に真栄集会所の場合は、いろんな声を、変更はありましたけれども、特にお年寄りの方々の集まれる場所としてのそういう要望が強くて、当初は何か老人寿の家だとかいろんな考えを、計画を進める中で現在の真竜の真栄集会所がつくられていって、現在に至っているという経過があるんですけれども、そういうことを考えると、やはりそういう計画がある日急にぽっと出てくるというのでは、ちょっとまずいのではないのかなというふうに思うんですけれども、そういう点ではいかがなんでしょうか。

それと、やはり現在供用開始になっているということを考えると、やはりそれらの、公共施設ですから、当然最優先して進めなければならないことがおこなわれている原因も明らかにする必要があるのではないかなというふうに思うんですが、そういう点ではどういうことなんでしょうか。

委員長

町民課長。

町民課長

真栄地区集会所の施設整備に至る経過については、ご質問者おっしゃるとおりいろんな経過があり、特にお年寄りの利用しやすいスペースも確保をしながら現在使われておりまして、おっしゃるとおりの利用の多い施設だというふうに認識をしております。

先ほど下水道の話の中で、真栄地区集会所の今後のあり方がといいますか、整備計画の中で真竜小学校の改築と合わせた構想の中でというお話をしましたが、それはそうするというふうに決まっているわけではありませんで、3カ年計画の中で真栄地区集会所の外壁改修をぜひやりたいということで、私どもも積算をしながら3カ年実施計画の組み方について協議をしてきたわけではありますが、真栄地区の東部側の自治会からの集会所建設の要請の構想も、たまたま話としては、真竜小学校の改築時にみたいなことも含めて実はお話があったという経過の中で、では真栄町の各自治会の利用できる施設としてどうあるべきかというものを組み立てていかなければいけないだろうと。

そういう意味では、今の時点で真栄地区集会所の外壁改修だけ3カ年にのせて進

むということは、まだその段階ではないんじゃないかというような協議もした中で、現在提出をしております3カ年の実施計画という形になっておりまして、そういう意味で、拙速に申し上げて、そういう構想が固まっているというふうに誤解を与えたことにつきましておわびをしながら、現時点ではまだ具体的な構想として進んでいるわけではないと。

したがいまして、ご指摘のありましたように、地域が利用します集会施設として現在の真栄地区集会所の利用の実態の問題、それから東部地区からあります地域の集会施設のあり方等々も含めて、これから検討をさらに進めていくというふうに、進めていかなければいけないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長

11番。

11 番

話はわかりましたけれども、そこまで考えているということであれば、そのように地域の人に説明をしてほしいなというふうに思うんですよ。

やはり効率的な行政は望むところでありますし、私自身以前に第2分団の改築がありましたよね。あの段階で、もう少し考えてもらえないのかなというふうに思えば、これも結果的には縦割り行政で全く消防は消防と、そして、あの一帯をきちんとどうするのかということを、きちんと考えた中で整備をされればよかったのではないのかなとその時点では思っていたんですけども。

今回そういう構想になっているということであれば、やはり地域の方々に十分説明してほしいなというふうに思うんですよ。それでなければ、やはりせっかくもう下水道の整備が片方では進みながら、集会所に下水道施設を引くことはできないということであれば、それと合わせた改修なんかもできればいいなというふうに地域の人は思っていると思うんですよ。そういう説明を今後していただけるのかどうなのか、その辺もう一度説明をお願いします。

委員長

町民課長。

町民課長

先ほどもお話をさせていただきましたが、まだ確たる方向性が決まっていないという中では、選択肢の一つとして集会施設を集約できないかという構想が、選択肢の一つとして今のところあるという状態でありまして、お話のありました今まで地域で利用されている方、それからこれからの利用形態のあり方として、もし真竜小学校に集会施設等の機能が集約をされていくということになるのか、いやいや管理上

やはり難しい部分がある、学校と集会施設ですから、夜間の利用についてはどういう管理をしていくんだ等々の問題も含めて、まだまだ整理をしなければいけない課題が前に進んでいくとすればたくさんあるというふうに認識をしておりますので、管理上の問題ももちろんであります、地域の声を十分くみ取りながら、単独ですらに整備をしていくのか、真竜小の改修に合わせた施設整備にしていくのか等々の問題、これから十分地域の声をお聞きしながら進めていきたいというふうに思っております。

委員長 11番。

11番 あれでしょう、だけれども、結果的に真竜小学校の耐力度調査今年予定していますよね。そして、その後実施設計、本工事というふうに入っていくと思うんですけれども、時間はそう残されていないのではないのかなというふうに思うんですよ。その辺では、こちらのこの集会所についてのめどはどういうふうにつけていくんですか。

委員長 助役。

助役 私の方から答弁をさせていただきたいと思いますが、真竜小学校の改築事業に関しましては、平成16年度に今の段階では実施設計を予定しております。

したがいまして、この真竜、真栄地区の集会所のあり方、これをその真竜小学校の改築と合わせて併設するというようなことができるのかどうなのか。それから、地域の皆さんの要望等をお聞きして、その事務事業に反映できるのかどうなのかということを15年度できちんと方向づけをしたいと、そのように考えております。

地域の皆さんにも、教育予算の方の補助制度の絡み等がありますから、それらの情報の収集をしてご相談を申し上げたいと、そのように考えております。

委員長 7番。

7番 集会所のところでお聞きしたいと思います。

糸魚沢地区の集会所の駐車場の関係ですけれども、あの辺で、集会所の周りで、まだ駐車するようなところがありますか、糸魚沢集会所の。ということは、夏は駐車場、あそこに農協の空き地ありますよね、あそこら辺で、我々も昔から適当に駐車してたんですけれども、特に冬季になると駐車場がないために、例えばお通夜でもあるときに、ほとんどが国道に駐車しております。

今年も実際にありまして、ちょうど支所の集会所のところがカーブになっている

んですよ。そこで、車がほとんどが両わきにとまっていて非常に危険を感じて帰ってきたわけですけれども、もし駐車場の場所がなければ、隣がたしか農協の土地だと思っております、厚岸農協の。そういうところを借り上げたりして駐車場の整備ができないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員長

町民課長。

町民課長

お答え申し上げます。

今、委員おっしゃられるお話につきましては、今日初めてではなくて地域の方あるいは人を介して間接的に事前にお話も伺っております。具体的に、今農協が所有している土地が隣接をしているということで、そのゆとりを地域としては希望しているんだと。したがって、町で、結論から申し上げますと、賃貸契約をしたり購入したりといったような形態で、何とか利用しやすいようにしていただけないかというお話でありました。

現時点でお話できますのは、通常の地域の利用あるいは4月にあります選挙なんかもそうなんですありますが、今ある駐車場をあふれて利用する形態というのは、そうそう日々あるわけではなくて、葬儀の際の利用にやはり限定されているという状況でございまして、そういう意味では、お話の中では国道両側に、片側なのか両側なのかちょっとわかりませんが、国道に駐車をしてという状況があるとすれば、幹線道路でありますから非常に危ない状況というのは判断つくわけではありますが、そうではなくて、夏場であれば近隣の交通量の少ない道路あるいはスペースを利用して現在も使われておりますし、冬場も、そういう意味では夏よりは使えるスペースが近くにないという意味では、まさにご不便をかけているということになるのかもしれないんですが、地域の集会所としての駐車場スペースとしては、現時点ではそう利用に困らないスペースで確保している。葬儀等の利用についてはそれぞれ工夫をさせていただいて、地域の中でより安全な方法も含めて利用をいただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただければなというふうに思います。

委員長

7番。

7 番

僕も、糸魚沢の農協の支所の関係でありまして、大体理解はしているんですけれども、通常は大体間に合うようなあれですけれどもね。

例えば葬儀のとき、特に夏場でしたら、先ほども言いましたように農協の空き地だと思います、そこら辺に駐車しております。それと、地元の人、我々は駐車場は

	ここへとめてもいいなというのがわかるんですけども、やはりもっと地方から、都会からも、いろいろの方がやはりそういう場合が多いと思います。 そういうことで、できれば、今お話聞きましたけれども、そういう国道という本当に危険な場所ですので、ひとつ何とか整備していただきたいと思います。 以上です。
委 員 長	町民課長。
町民課長	地域のご要望として、そういうご意見が強いということは認識をさせていただきながら、当面地域の方とも相談をさせていただきながら、現状の中で安全な周辺の利用の仕方等も含めてさらにお話をさせていただきながら、さらに検討もしていきたいというふうに思っております。
委 員 長	よろしいですか。他にありませんか。 (な し)
委 員 長	なければ進めます。 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、2 目児童措置費、3 目母子福祉費、4 目児童福祉施設費。 10 番。
1 0 番	町政執行方針の中にも出てきているんですが、子育て支援ということで子育て支援センターですか、それが2年目を迎えると。それで、今年は湖北地区でも定期的な子育てルームの開放を行いたいという話が出ております。 それで、ちょっとどこで聞いたらいいのかわからないのでここで聞くわけですけども、この子育て支援策の今後の展開と、それから、現在子育て支援センターというのがどういう活動をしているのか。それら概略的な話で結構ですが、お伝えをいただきたい。
委 員 長	保健福祉課長。
保健福祉課長	子育て支援センターの事業内容についてお答えを申し上げます。 この子育て支援センターにつきましては、本年度9月からこの事業を展開をしましてまいりました。1 つには、お母さん方が気楽に集まっていいただいて保育に関する相談、あるいは子育てに関する情報交換、あるいは親子で楽しく遊べる内容の交換、そういったものを中心に実は展開をしましてまいりました。そういう意味では、親子で遊んでいただく教室の展開あるいは育児相談、こういったものを中心に実は進めさ

せていただきました。こういう中では、お母さんと大体3歳児までのお子さまと一緒に、この子育てルームの開放日に当たってご利用をいただいている状況であります。

こういう状況の中で、この子育て支援センターは厚岸保育所に併設しておりますので、そういう意味で湖北地区の方々からも、ぜひともこちらでやっていただきたいという声がありまして、昨年の秋からあみか21の施設の中でも湖北地区を対象に展開をしてまいりましたし、こういう中からはさらに声が上がってきて、新年度も継続的に行っていききたいなというふうに思っています。

この中で、まだまだ私どもの係内の連携が十分でないという点、それは単に子育て支援センターの保育士だけの問題ではなくて栄養士の問題、あるいは助産師の問題、保健師の問題、こういった有機的なかわり合いがまだまだ不足をしておりますし、そういう意味では、これらの横の連絡を密にし、同時にまたこういった中では今の母子通園センターとの横のつながりをきちっとする、こういったことがさらに検討、あるいは取り組みの内容を精査をして、本当の意味での子育て支援センターにしていかなければならないだろうというふうに思っているところであります。

その上に立ってそういった子育て、育児についてのお悩みとか、あるいはこういった問題に十分対応できるような我々の職員の資質の向上も研修も、また重ねていかなければならないだろうと、そんなふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

10番。

10 番

課長はいろいろなことをお考えのようで、そういう施策を展開するには、まだここが足りない、あそこが足りないということに非常に目がいって、私が聞いているわけでもないのにここがまだ不十分だ、あそこが不十分だというようなお話を非常になされて、自己反省しきりというようなご答弁なんだけれども、そういうことは大いにそちらでわかっていることでしょうから進めていただきたいんですが。

ちょっと基本的な数字からお聞きしますが、現在、厚岸保育所にこれの施設が設置されているんですね。どのぐらいの方が利用されているんでしょうか。それは1人で10回やれば延べ10人ということになりますので、10人来ているんだから1人が来ているんだかわからないんですけども、要するに実際に利用されている方はどのぐらいいらっしゃるのですか。

委 員 長	保健福祉課長。
保健福祉 課 長	まず、9月の実績から申し上げますと、今ご質問がありましたように延べ人数ではなくて、ここからその実質の人員を割り出しますと9月の段階では平均1日7人、1回につき7人。それから10月は6人、11月が6人、12月が6人、1月が5人。申しわけございませんが1月までの数字しかとっておりませんので、大体五、六人1回につき、この程度の数字になっております。
委 員 長	10番。
10 番	そういう利用者があって、そしてこの湖北地区ではあみかで試験的に始めているんだけど、もうちょっと定期的に行っていきたいと。これはあみかでやるんですか。 それで、この子育て支援センターを核にして行うわけですね、子育て支援事業とも言うんでしょうか、これの最も基本的なところのねらいというのはどういうふうにお考えでしょうか。
委 員 長	保健福祉課長。
保健福祉 課 長	一番のやはり基本的なこれの活動の主たるものは、若いお母さん方の育児相談の内容になってこようかというふうに思います。
委 員 長	10番。
10 番	ちょっとね、そこらの認識が私は、私のイメージとちょっと食い違うかなという気がいたします。相談に乗るのは、それは、いわば一つの方法ではないのかというふうに思うんですけれども。 昔といいますか私が小さいころ、あるいはそれ以前ということになると、五、六人の兄弟というのは何も珍しくなかったと。そういうときに、子育て支援センターなどというものは恐らくなかったのではないかな。結局社会的要請もなかったのではないかなという気がするんですね。あんまりよくわかりませんが。 今日3人子供がいると多いですねと言われる時代。1人っ子は何も珍しくない。長女と長男が結婚して仏壇が2つになる家は何も珍しくない、そういう時代に入りました。そういう中で、今度子育てがなかなかうまくいかなくて、こういう行政が、こういう支援策をいろいろ講じていかなければならない時代に入っているわけで、単純に考えるとおかしいんですよ、5人も6人もみんな子供を抱えているときには子育ての支援はほとんど必要がなかったとすればですよ、1人になったら必要にな

ったと。

私なりに考えてみれば結局は、これは社会全体がそうなんでしょうけれども、子供を育てづらくなっている社会ではないか。それは、一つには家族というものが核家族化してしまって、それから地域が、隣は何をする人ぞというようなそういう意味での都会化が進んで、お子さんをお持ちの若い母親、あるいはこれから持とうとする若い母親は完全に孤立した中で1人で子供を育てなければならない。手伝ってくれる人もいなければ助言をしてくれる人もいないし、うるさいことを言ってくれる人もいない。そういう状況が一つには考えられますよね。もちろんそれだけではないと思います、今子供が少ないのはね。

今回の議会でも保育所の定数の問題が出ておりましたように、ひとところに比べると子供の数はどんどん減っていますよね。そういうところで、こういう子育て支援などという事業を積極的に進めていかなければならないということがあると思うんです。

それから、もう一つは、これも結びつけていいのかわからないのだけれども、子供のいろいろな問題が非常に増幅されてきているという気がするんですよ。私が小学生のころの長欠児童というのはあまりいなかったのではないかと。登校拒否という言葉はありませんでした。私、中学校の保健の時間に非常に不思議に思って先生に、当時保健の教科書に書いてあることを聞いたら、保健の先生もよくわからなくて、「何だろうこれは」ということで終わったことが、この前ふと思い出したんです。

それはアメリカの学校の子供の話が保健の教科書に書いてまして、ナインオクロックシックとかと言ったな。9時になると頭が痛くなるんですって、朝の。それで昼ころになるとやむんだそうです、症状がとれると。こういういわゆる青少年の心の病の一つとして書かれてまして、それで何ですかこれはとクラスの子供が聞いたら保健の先生もよくわからなくて、「私もよくわからないけれども、アメリカではこういう病気があるんですね」ということで終わった。今考えてみると、あれは登校拒否ですよ。

だから、あのころはそんなものが社会現象として、保健の先生も問題意識を持つほどの数は、少なくともこの道東地方ではなかったんでしょうね。今は登校拒否というのは当たり前の言葉になって、わざわざそのことでもって辞書を引く人はいま

せんよ。

そういうふうに、何ていうんですか子供の心の健康という問題も昔とは随分変わってきているわけですよ。それが小学校に上がってから、小学校1年になってから、いろいろとその指導していこうとしても間に合わない要素というのはものすごく多いと。そうすると、これは上がる前から保育所るときから、いやいやもっと前から、産まれたときから、産まれる前からというような問題がたくさんあるのではないかなと思うんですよ。私は専門家ではないから詳しくわからないけれども。

そうすると、やはり母親がしっかりしてなければだめだと。健康づくりなんていうところにいくと、まさにそうでしょうね。そういうようないろんな要素が、この子育て支援の中に入ってくるとすれば、どうも自分の子供を抱えて困っているから相談したいんですよ。ああではここに来てくださいというのが子育て支援センターとはならないのではないかな。センターはそれでいいかもしれないけれども、それを核とした子育て支援策のねらいというものではないのではないかなという気がするんですよ。

それで、今、課長がいろんなことを進めていきたいと思うのだけれども、何せ、いわゆる体力不足だと、進める側にとってね。だから、そのお金の話は差し当たってできないにしても、少なくとも今いるその陣容は、みんなでもって努力して、もっともっと力をつけて進めたいんだという思いが、今のあなたのご答弁の中から切々と伺えるわけで、それは私は大いに結構だと思うんだけど、ねらいということを考えていったときに、どうなんでしょう、町のいろいろな資格を持った優秀な職員が相談に乗りますよ、指導しますよ、教えてあげますよ、だけでは、やはりこれは本来のねらいを進めていくことにはまだまだ足りないのではないかと。いや、それがだめだと言っているのではないですよ。そうすると、もともとこんなものがなぜ必要なのかということを考えていくと、まだまだいろんな要素が子育て支援の中に入ってこなければならぬのではないかなという気がするんですよ。

例えば、地域が、もし、私が考えるにばらばらで、何かおぼつかない子供の育て方をしているのが隣に見えても、自分の体験から言って、そんなことやっていたら危ないんだよというのはわかってても声をかけられない、お年寄りまでいかない、その経験者も結構いるんじゃないかなという気もするんですし、また、そういう人にどうなんだろうと聞きたくても聞きようもない現実困っている母親がいたとす

	れば、そういういろいろなものをどういうふうに寄せ集めていくか、そういう……。
	保育所では世代間交流というのをやっているようで、これなんかもそういう一つの試みかなとは思っただけけれども、やはり子育て支援という一つの大きな枠の中にいろんなものを入れながら、あなたの施策の展開というのは、これは教育委員会も一緒だと思うんだけど、この後、だから今年度こうするああするではちょっとないので、予算の質問としては大変失礼な言い方なんだけれども、そういうような発想も今後は必要になってくるのではないかなという気が、今のご答弁を聞いててしたんですが、そのあたりはいかがでしょうか。
委 員 長	保健福祉課長。
保健福祉課 長	ご質問者がるるお話いただきました。私もやはり今のお話を聞きまして、そうしなければこの目的が達成できないだろうというふうに思っています。 私自身がまだまだ勉強不足できちとした何が基本なのかということについて明確にとらえていなかったところで、明確なご答弁ができなかったということが一つありましたし、今お話を聞きまして、改めてこの子育て支援センターが果たさなければならぬ活動内容についても考えを新たにさせていただきました。 こういった今のお話も十分、これから新年度に向かって事業展開するに当たって、単に子育て支援センターの職員のみならず、こういったご指摘いただいたご意見を十分に私どもは受けとめて、この子育て支援センターについてしっかりとした運営をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。
委 員 長	進めます。
	19番。
1 9 番	施設のことで、厚岸保育所のベランダ改修事業ですね、これは厚岸保育所は築何年ぐらいたちますか。
委 員 長	保健福祉課長。
保健福祉課 長	昭和52年ですから、26年経過します。
委 員 長	19番。
1 9 番	26年で結構たちますわね。
	ただ、毎度9番議員さんからと言われるように、公共工事の単価の問題も出てくるんですけども、これも私も厚文でもって視察させていただいて、たしか厚文から指摘されてこれ改修されたと思うんです。見ましたら、完全にベランダがもう崩

れ落ちて開いている形ですね。私も結局プロではないですから、ただ見たら、その例えば鉄筋の太さいろいろあると思うんですよ。ただ、民間で二十五、六年でこんなにベランダがああいうふうに落ちているような大体ないと思うんですよ。

また、ちょっと話ずれますけれども、教員住宅なんかも視察させていただいたんですけども、やはり玄関の踏み台、それから裏玄関の縁石なんか、あれも全部崩れ落ちているんですよ。民間だろうに、二十五、六年でもってああいったふうにベランダが落ちてしまうということは、これはあり得ないと思うんですけども、その辺の工事のあれ、途中検査なんかするんでしょうけれども、その辺の、値段は高いんですけども、よく9番議員さんが言われるように、民間からみれば値段が高いんですけども、壊れが、民間からみれば何かひどく、保育所の場合かなりひどい、もう開いています。それから、上塗りした、コンクリートも全部はがれ、足でやると全部はがれていきます。だから子供が足を入れたら危ないということで、厚文で指摘されたんですけども、その辺の工事のあれあたりはどうなんですかね。

委員長

建設課長。

建設課長

当然、建築工事に当たっては設計し、さらには現場を現場監督しながら適正な施工が行われて検収しているという形、ただ自然環境、いろんな要素もあります。それから施工時は一応チェックしていたとしても、思いがけないという災害的なことも出てきます。

そういう形の中では場所的にはよっては風化しやすいというか、そういう要素もちょっと表面剥離が起きてそういうふうになってくるという要素も、いろいろあると思います。たまたまそういう形の中でかなり老朽化してきている分というのも、ある施設によっては否めない問題もございますので、その段階がある程度来た段階で、当然専門家に見積もり等もいただきながら、うちの技術屋も見ながら改修に当たっているというのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

19番。

19番

我々もプロではないですからわからないですけども、やはり普通の民間から言えばかなり単価が高い施工工事されていますから、やはり町民にしたら、何だ、高い金出して、壊れるのも民間より早いのではないのと、そういう疑念を招くあれがありますから、そういう今後やはり工事に対してはきちっと対応して疑念を招かな

	いようなことで対処していただきたいということでございます。
委 員 長	建設課長。
建設課長	お答えします。
	もちろん設計に当たっても、それから施工管理に当たっても、十分そういう認識しながら進めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
委 員 長	11番。
1 1 番	保育所ごとに、この日本体育・学校健康センター災害共済掛金というあるんですが、これは何なんですか。
委 員 長	保健福祉課長。
保健福祉課 長	これは災害共済給付、児童の災害給付です。その掛金でありますけれども、病気の問題、それからけがをした問題、あるいは亡くなった場合、障害になった場合、それぞれ給付されるために町が保険金を掛けている内容でございます。
委 員 長	11番。
1 1 番	災害のための保険金というふうになっているという説明なんですけれども、そうするとどうして、この例えば僻地保育所だとか、それからこの児童館だとか、そういうものにはこれはないんですか。
委 員 長	保健福祉課長。
保健福祉課 長	僻地保育所につきましては、保育園賠償責任保険というのがございまして、それで僻地保育所関係については保険を掛けてございます。
	それから、また児童館は児童館で児童館安全共済保険、こういうのをそれぞれ掛けてございます。
委 員 長	11番。
1 1 番	それはどこで見ているんですか、予算は。
委 員 長	保健福祉課長。
保健福祉課 長	まず、僻地保育所につきましては児童福祉総務費の中に、それぞれ僻地保育所別になってまして役務費の中にございます。予算書で申し上げますと 142ページ。児童館も児童館運営費の中の 156ページの中に役務費がございますけれども、その 156 ページの、これは友遊児童館、 154ページからつながってくる 156ページの中段に役務費で、その役務費の一番下に児童災害保険料10万 5,000円と、こういうふうになっていまして、それぞれ掛けてございます。

委員長

それでは進めます。

5目児童館運営費。

159ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

16番。

16番

昨日もちょっとお尋ねしまして、湯楽プランをやるということのようですね。公衆浴場の関係がここへ出てきてます。本町の公衆浴場がなくなりましてもう何年たちますかね。もうそれで、湖北地区で細々と厚岸町のこの湖南・湖北の全体の公衆浴場をやっているわけですし、あれがいつまでもつかわかりませんけれども、この湯楽プランが完成すれば、この兼ね合いが生じてくるのではないのかなというような懸念さがあります。その辺のところを重々考えて新たな事業を起こそうしているのだらうというふうに思いますので、その辺の対応をどのように考えているか。

それから2つ目には、最近家庭内で犬や猫やいろんな動物が飼われているわけですね。片方は新聞では、そういった動物と人間との媒体の関係で、つい最近では猫にもエキノコックスが存在しますよと。あるいは最近、この間ちらっと動物病院の先生に聞きましたならば、最高もてもてというか、最近もうペットブームに伴って、家庭内でのそういった、本来外で飼うべき犬が家庭内で飼われますとストレスやあるいは皮膚病ですか、そういったものがかなり起きているそうですけれども、飼われる方にしてみれば、もう非常にかわいくてしょうがなくという意味合いがあると思うんです。

そういった動物の持つ病気の症状とやはり人間の関係、ちょっと最近の報道機関等を見ていると、かなりこれ憂慮しなければいけないのかなと。飼われる方の責任ですけれども、やはりそのところをきちっと、何て言うんですか、一線を引くかどうかかわかりませんが、こういう症状が出ている場合もありますよと新聞の書き方もそうですけれども、そこはやはり町民にきちっとアピールすべきではないのかなというふうに思うんですが、その辺の絡みというか、いわゆる今までのように犬の狂犬病は、それは今までずっと歴史がありますからあれですけれども、今これからのそういった家庭内で飼われている、そういったものの病気というか、そういう媒体というか、そういったものがこれからかなり重要視されるのではないかと。その辺のところはどのように考えておられますか。

委員 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきたいと思います。

私からは公衆浴場と湯楽プランとの関連についてお答えいたしまして、犬などのペットの関係については担当課長から答弁をさせます。

公衆浴場につきましては、ご承知のとおり湖北地区しかないということで、湖南地区にも欲しいという要望があることは私も耳にいたしております。

そういう中で、今は送迎バスをもって湖北地区の浴場に送りいたしておるということでございまして、ただ湯楽プランと公衆浴場の関係については、私は湯楽プランは、あくまでも健康保養施設と考えておるわけでございます。そういう意味において場所等も含めて、昨日も質問ありましたけれども、この1年間いろいろと検討をしてみたいということを考えておりますので、公衆浴場との関連も若干頭にありますが、あくまでも私は健康保養施設というものを考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員 長
町民課長

町民課長。

ご質問のありました動物を家庭で飼っていらっしゃる方が非常に多くなっているというお話であります。先般も一般質問の中でありましたドッグランのお話の中でも、専門用語ではアニマルセラピーとかという言葉を使って、動物から受けるいろんないい影響そのものを生活の中で取り入れていくといったようなことが盛んに言われている時代になってまいりました。

委員おっしゃられますように本来外で飼っている、あるいは外で活動している動物を家庭の中でということは、自然現象的にはやはりそこに無理が出てくるという現象が出てくるんだろうというふうに思っておりますし、その意味でドッグラン構想そのものも、道内では公的な無料で使える施設そのものというのは少ないのであります。そういった動物のストレス解消、犬のストレス解消のためにそういった施設もというような話が出てくるわけでありまして、私どもは家庭内で飼っていらっしゃる動物のいわゆるストレスの問題、それから動物から波及しますアトピー性の疾病の問題等々含めて起き得る現象だという認識ではおります。

ただ、そのストレス解消の問題、それから動物が起因をします、犬、猫だけではなくて小鳥なんかもそうなんです。起因をします疾病等につきましては、私どもが主体的に啓発をして指導をするというレベルよりはむしろ、飼っていらっしゃる

委員長
16番

個人個人の方が、そういった問題も含めて対処なさるというのが、いわゆる動物愛護の分も含めて必要になってくるんだろうというふうには認識しております。

ただ、そうは言いながらも、おっしゃられるようにそういったことを認識しないで飼っていらっしゃる、あるいは、という問題も含めてあるんだろうというふうに思っておりますから、専門的な立場での獣医師さん等が持っておられますノウハウ等も含めて、さらに私どもも研究をさせていただきながら、一般論としての家庭内で動物を飼うマナー、あるいはお互いにストレスを感じない生活の仕方等につきましては日々の相談あるいは啓発の中で、さらに進めていきたいというふうに思っております。

16番。

公衆浴場の関係については、町長のわかりました。

いずれにしても、そういう健康とは言いながらも、一節にはやはりそのふろを兼ねてということになると、当然兼ね合いが出てくるのかなと。ただ場所も考えてということですが、場所等を含めても、やはり今までの状況から見ると大きなところ、新しいところというふうに客は流れますし、そうなるとどうなのかということが重々懸念されますので、その辺のところを考慮に入れて、現在やっている方々とも話し合っていただければなというふうに思います。

これは規制的なものとか何もないですけれども、今日まで本町のお湯がなくなってから、そういう準公共的な施設的な立場でもあるので、ぜひその辺協議というか話し合いをしていただきたいなというふうに思います。

それから、ペットの関係なんですけれども、今言われたように飼っている方が当然その雰囲気とか状況というのは重々把握しての上のそういう接し方をしなければいけないのですが、これは、私申し上げているのは、これは保健予防的な意味合いもあるものですから、これは担当は町民課なのかなと。答弁いただいてからちょっと疑問に思ったんですが、これはそういう意味では、いわゆる町民課よりも保健衛生の担当の部門の方が、そういう意味では私どもの町には、そういう人間だけではなくて人間を守るための保健婦さんというかそういった問題も出てきますので、その辺のところの対応が一番大事なのかなと。

ただ、これはちょっと難しい問題かなと思います、正直言って。しかし、そういう病気というか新聞報道、あるいは書物なんかに書かれている部分では非常にこれ

から大事というか、健康予防のためには無視できない問題だというふうに私は思う
んですね。ですから、そういう意味では、先ほど話したように町民に喚起するとい
うか、そういったことのそういった衛生関係、あるいは犬猫病院というか動物病院
等の医学誌、そういった資料を持つというかそういうところの情報を得て、町民に
喚起していただければなというふうに思うんですが、その辺のところいかがです
か。

委 員 長

町長。

町 長

私からは公衆浴場についてお答えいたしたいと思います。

ご指摘がございましたとおり湖南地区からの公衆浴場の要望につきましては、こ
れからもいろいろと研究を重ねて要望にこたえられるかどうか考えていきたい、か
ように考えております。

特に今、松葉町通りを中心として市街地活性化事業が進められようといたしてい
るわけございまして、その中でもできないかどうか検討もしてみたいと、かよう
に考えております。

委 員 長

町民課長。

町民課長

委員おっしゃられますように健康予防というお話になりますと、現在もエキノコ
ックス症の予防等につきましては保健福祉課が中心になりまして、私どもが媒体動
物の検体を提供する等の事業を連携してやっているわけでありまして、お話があり
ました健康予防総体の話としましても、動物を飼うことによる安らぎ等々の問題も
含めて出てまいりますから、今後も私どもの方は動物の管理、飼い方の問題を含め
て主体的に進めていこうということになりますし、当然、保健福祉課の方とも介在
する病気原因の問題、それから健康予防等のお話も含めて、さらに連携を深めなが
らやっていかなければいけないという認識でおりますので、ご理解をいただければ
と思います。

委 員 長

11番。

1 1 番

衛生予防費でちょっとお尋ねしたいんですが、公衆浴場の関係なんですけれども、
ちょっとこの間から、町長の町政執行方針も含めてお話を聞いていて、どうもこの
問題に対する町長の真意というか、これが見えてこないんですが、何のためにこの
施設をつくるのかということなんですよね。つくろうとする考えになっているのか。

それで、こちらの執行方針を読みますと、海洋療法と公衆浴場の機能を兼ね備え

た施設整備と書いているし、今、音喜多委員に答弁されている内容を聞いておりますと公衆浴場ではないんだというような、そういう公衆浴場施設的なものではないんだというお話をされているんですけれども。

それと、もう一つは、やはり民間が今やっている仕事を圧迫するようなことをやっ
てはいけないのではないのかなと。今立派にやっていると思うんですよね、湖北
地区の浴場が。あえぎあえぎやっているとは私は聞いてはいないんですよ。そうす
ると、やはりそれなりに努力されて、町民の要望にこたえながら公衆浴場が運営さ
れているのではないのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりはどうい
うふうに町長としてお考えになっているのか、今一度考え方をお示し願いたいな
というふうに考えます。

委 員 長
町 長

町長。

お答えさせていただきます。

公衆浴場との関連での健康保養施設の質問であったかと受けとめますが、ご承知
のとおり私は、町民の健康というものを重大な行政課題として推進いたしたいと。
そのために、やはり町民の健康増進を第一に考えた健康保養施設、それと同時に、
厚岸の経済の活性化を向上させるための交流人口の受け入れも考えていかなければ
ならない。そういう中で、厚岸町にぜひ健康保養施設をつくりたいなど。そういう
発想であります。

厚岸町にはおかげさまで海という恵まれた資源がございます。海水であります。
これを利用して健康保養施設をつくりたいというのが私の考え方であります。

そういう意味において公衆浴場との関連であります。先ほど音喜多委員さんに
答弁いたしましたとおり、公衆浴場ということではなくて健康保養施設であるとい
う施設をこれからどこへつくるのか。また、町民が望むタラソセラピー、さらにはま
た海を中心とする浴場というような、温泉ということについてはどうなるか、それ
も含めて研究をさせていただきたいということでありますので、ご理解をいただき
たいと存じます。

委 員 長
1 1 番

11番。

町長の今考え方を示されたんですけれども、現存しているわけですよね、公衆浴
場が。そのことについては、町長は今一言も触れていないんですよ、今の答弁では、
今の答弁では。それについてはどういうふうにお考えなのでしょうか。

委 員 長 町長。

町 長 今、気楽湯というのが1軒残っておるわけですが、これも町民にとっては重要な公衆浴場であります。そういう面においてこのたびも予算計上しておりますが、さきの議会においても予算計上をし、1軒ある公衆浴場を維持・管理いたそうということで支援をいたしておるわけございまして、競合といいましょうか、そういうことはあえて私は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

委 員 長 11番。

1 1 番 そうすると、今回この町長が示された執行方針の中にある「公衆浴場の機能を兼ね備えた」というところは、どういうふうに理解したらいいのでしょうか。

委 員 長 町長。

町 長 実は気楽湯のことにつきましては後継者等の問題がございまして、果たして何年か続くかわからないという関係があるわけですが、私といたしましては、できるだけ今ただ一つ残っている公衆浴場であるので継続を願いたいということで、町の財政厳しい折ではありますが支援態勢をとって議会に提案をいたし、協力をいただいておりますので、そういう面については、気楽湯につきましては、できるだけ町民の公衆浴場の役割という重要な一軒の店であり、継続願いたいということを考えておりますので。

ただ、今私が考えております健康保養施設につきましては、今年1年かけてどういう施設がいいのか検討をするという段階でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委 員 長 11番。

1 1 番 では、大変申しわけないんですけれども、やはり、まだその業者の方から白旗が揚がったわけではないわけですよ。ではないですよ。町の方で考えてほしいという要望があったわけではないと思うんですよ。そういう段階で、そこまで町がやらなければならないのかなと。

例えば、他の人がやりたいという場合だって、今後出てこないとも限られないのではないのかなと、後継者だけではなくてね。そういうことも含めてやはり調査されてからでいいのではないのかなというふうに思うんですが、その辺ではどうなんでしょうか。

委 員 長 町長。

町 長

説明不足があったかと思います。

実は、私は健康保養施設としてのタラソテラピーという施設を考えた。しかし、一方、厚岸町に温泉があったらなという要望もあるわけであります。それに対してどう町長として町民の要望にこたえていくかということでありますので、どうかその点、現存の公衆浴場との競合の問題の話ありましたが、そういうこと考えておりませんので、やはり公衆浴場という町民の立場も、経営者のことも考えていくのは当然であります。そういう点を考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと存じます。

委 員 長

9 番。

9 番

公衆浴場送迎バス運行委託料とございますね。こういう話あるんです。この恩恵に浴している人、運行の関係者、日本の国はこれでいいのかなと。大きなバスで三、四人乗ってふろへ入って、どのぐらいいるか、ふろに満足したら帰ると。それまで大の男が待っている。こういうことが全部にはびこったら、果たしてもてるもんかいと、聞くんですわ。私はもてないなと言ったんです。こんなことまで際限なくやったら、みんな世の中パンクしてしまう。間違いないわと。これ疑問だという話を私はしてきたんですが。

今年すぐやめた方がいいとは申し上げませんが、町民もいいかげんに考えてもらわなければ、依存心ばかり多くて、際限なく負担を要請するのが住民の要望であって、それをやるのが行政の責任だということは多分に疑問があるものですから、こればかりではありませんよ。その考え方いろんな面にあるんですが、一つの例としてこれを出します。そのほかたくさんありますから、そんなことしゃべっていたら時間かかりますから言いませんが、物の考え方としてどのようなものでしょう。

私は思うんだけど、もう老人で私もございます。しかし、今の日本社会は、ちょっと違うような方向に行っているようですからね、一つの例なんです、その関係者の、これでもてるんだろうかと。大きなバスに三、四人乗ってくると。じっと待って、お帰りのときさっと乗せてお帰り申し上げなければだめだと、果たしてこれでもてるのかというのが、話が出てきているんです。どうでしょうか、この辺ね。ことしやめろと言いませんよ、その辺。

委 員 長

町長。

町 長

ただいま指摘がございました公衆浴場の送迎バス運行の委託料であります、既

に始まって4年たったわけであります。しかしながら、今、木村委員指摘のございましたとおり、実態調査をいたしましたところ年々利用度が低くなっている。それから、利用の仕方についてもいろいろと問題があるということがあるわけでありま
す。そういう面については見直しをしなければならないということで、今回の予算
においても減額をさせていただいておるわけではありますが、私は常に町民に願っ
ておりますことは、今日の行財政厳しい折で行政だけに頼るわけではなくて、みずか
らできるものは何か。そして、できないことは行政にお願いするという考え方が、
これから大事な時代ですということでお訴えをいたしておるわけでございまして、
木村委員の考え方も一理あるかと思いますが、湖南地区にふろがないということで、
こういう措置をとっておるわけでございまして、どうかそういう点についてもご理
解をいただきたいと存じます。

委 員 長

9 番。

9 番

町長ね、私すぐこれぶった切ってやめれということは申し上げておりません。こ
ういう物の考え方を、これからすべての行政において我々住民も市民も、お互いに
考えなければならない問題ではないのかと。行政も言われたからすべてオーケーと
いうものではなくて、はっきりとしたはじめも必要でないのかと。そうでなければ
これからの日本社会ができなくなるのではないかというおそれがあるものですから、
たまたまこれ今例に上げましたけれども、一々万理の真理だと言ってください。一
理あるでは、ちょっと私、この辺どうですか、もうちょっと理が大きいと思うん
ですが。

委 員 長

町長。

町 長

大変行政を運営するに当たりましては参考になるご意見をいただいたわけであり
まして、町といたしましては、また繰り返しになりますが、今日の行政の状況を見
ますと町民の意識改革、これを期待をいたしておるわけでございまして、木村委員
のご指摘についても私は賛意を表したい、かように考えます。

委 員 長

他にありませんか。

18番。

1 8 番

浴場のバスの運行委託についてお伺いいたします。

週何回なのか1日何回なのかわかりませんが、その回数と時間、何時から何時運
行されているのか、まずお聞きしたいと思います。

委 員 長	町民課長。
町民課長	現在入浴送迎バスの運行は週3回という契約の中でやっておりまして、6のつく日が休業日ということになっておりますので週2回になる場合もございますが、月水金という週3回のサイクルの中で運行をしております。 それから時間でございますが、出発時間は気楽湯前が17時15分が迎えに行くバスのスタート時間でありまして、終了が20時。 （「気楽湯出発したんではどうにもなんないでしょう。本町出発でしょう」の声あり）
町民課長	いえ、スタートが営業所から一たん気楽湯前を経由して、そこから奔渡町の方へ向かっていくという流れでやっておりまして、それで、1日の運行回数が行きが3回、帰りが2便という形で時間調整をしてやっておりまして、必ずしも行きといいますのは迎えに行くバスであります、そのバスがふろに行くための片道だけではなくて、1回目の迎えのバスに乗って3回目の迎えに行くバスでまた戻っていらっしゃるという方もいらっしゃいますので、全体としてはそういう行き3回送り2回の中で利用がされているということでもあります。
委 員 長	18番。
1 8 番	17時15分営業所の前から気楽湯回って本町に回る。そして、それをお客さんを乗せて、また気楽湯に来るとのことですね。それから、本町を回るという時間というのはちょうど5時半か6時にかけての時間帯に回るということなんですよ。非常にその時間が夕食時間でもって、行きたくてもなかなか時間が合わないので行けないという利用者の人方の声もあるんですよ。その時間帯の調整というものはつかないものですか。 ということは、4時ごろから6時ごろまでの運行だったら、かなり利用したいなというふろのない人方の意見なんですよ。ちょうど5時過ぎて、真竜からずっと気楽湯の前通って本町へ行って、本町の方はどういうコースで回ってくるか知らないけれども、回ってきたときにちょうど半から6時、半ごろになって、ちょうど夜の食事時間帯なので、その時間帯の調整は何かならないものかなという意見もあるんですが、そこらはどう考えますか。
委 員 長	町民課長。
町民課長	お答えを申し上げます。

現在入浴送迎用に使っておりますバスは、民間に委託をしております患者輸送バスを利用した形での、主に時間的には夕刻からということになっておりますが、既存の車両を使って有効に事業を進めようということで展開をさせていただいているものでありまして、利用者のお話の中では、今、委員おっしゃるようなご要望の方も何人かいらっしゃいます。いらっしゃいますが、そういった既存車両の利用しての事業であるということと、それから、あまり早い時間になりますと既存の公共バス等の問題もございまして、これまた町がその時間帯に無料のバスを走らせるということはどういうことなんだろうという問題も惹起してまいりますだけに、時間的な配分としては、今の時点では非常に難しい問題なのかなというふうに思っております。

それから、全体の運行のあり方として、今走っている時間帯の中で、前後含めて3時間ちょっとというダイヤでいいのかどうかという問題も実は検討したわけですが、これは事業費総体の話も出てまいりまして、なるべく現状の中で見直しできるものは利用者にご相談をさせていただきながら、現在よりは少し停車の場所を変えるですとかという問題も含めて、さらに利用者の便に少しでも役に立つような運行をしたいというふうに担当としては考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

18番。

18 番

患者輸送バスの利用する関係上時間単位でもって、なかなかそういう時間帯を合わせるのが難しいというように解釈したんですが、一日延べ、さっき9番さんの木村委員の質問によると、1日利用する人が常に五、六人。もしその人数であるならば、必ずしもその二十何人乗り、患者輸送のバスといたらかなり大きいバスですね、中型というのか。そのバスを利用するのではなくて10人乗りだとか8人乗りだとか、町にもそういうバスがあると思うんですよ。そういうバスを利用させるということは不可能なんですか。

委員長

町民課長。

町民課長

15年度の実は予算のお話のときにも、これは理事者も含めて同じような議論を私どももしてまいりました。お話のありますように10名定員のバスを転用する等々のお話になりますと、今現在もっております町のマイクロバス形式のものは、一般業務用として確保しているという部分もありますから、それが日々運行の公衆浴場の

	バスに転用して、もちろん勤務時間外の話ですから時間帯の話としては可能になるんですが、宿泊等を含む出張の業務にも使っているというような実態を含めますと、車両全体の運行・管理を見直す中で、今使っている二十数人乗りのバスよりは小さくした方が運行経費としては当然下がってくるわけでありまして、そういったこともさらに研究をなささいということで指示を受けておりまして、その分も含めて私もさらに検討してまいりたいというふうに思っております。
委 員 長	18番。
1 8 番	あと一つ。これ運行されから4年たつてさっき言っておりましたが、なおかつ送り迎えするときの車のとまるところどういうところへとまるか。時間単位、もう少しもう一回再度町民にPRしてほしいと。何かあいまいでもって、どこにバス乗りに行ったらいいんだろうかという話もなきにしもあらずですので、なおかつ責任持ってPRしてほしいと要望しておきます。
委 員 長	町民課長。
町民課長	ご指摘のとおり利用者とさらにお話をしながら、周知徹底をさせていただきたいというふうに思います。
委 員 長	それでは昼食のため休憩いたします。 再開は1時とします。
	休憩時刻 11時56分
委 員 長	委員会を再開いたします。 午前に引き続きまして、159ページの衛生予防費から審査を進めてまいります。 10番。
1 0 番	先ほど湯楽プランの話が少し出ておりまして、湯楽プランに関してはまだ具体的な話が出てきたわけではないので、議会でもそんなに議論されていないわけですね。それで、その中で先ほどからこの議会でも何人かの方がお聞きしているわけですし、そういう話を聞いて大体何となく、おぼろげながらわかってきたという状態です。 お聞きするんですが、今の話を議論聞いていましてちょっと確認なんですけれども、町長のおっしゃる厚岸湯楽プランというのは、公衆浴場とダブるものではないというふうに理解していいんですね。
委 員 長	町長。
町 長	お答えいたします。

私といたしましてはタラソセラピー、これはご承知のことと思います。海洋療法であります。それから、町民からは温泉が厚岸町にあればなという要望もあります。私はそれにどうこたえていくかということで、これも研究を重ねてまいりたいということでございまして、そうしますと、これを公衆浴場という呼び方にもなるであろうと思いますが、ただ、先ほどから議論がありますとおり、既存の公衆浴場との競合の問題等も十分にこれは考えていかなければならない問題でありますし、また、湖南地区における、これまた公衆浴場が欲しいという要望もあるわけであります。これは民間でやる人もいればいいんですけれども、やはり町としても民間経営も考えながら、地域の要望にこたえていかなければならない一つの課題でもあろうかというように考えておるわけございまして、しかしながら、実際私としては海洋療法を重点的に考えておる立場でのお話でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

10番。

10 番

先ほどの議論とちょっと色合いが違ような気もしないでもないんですけれども、聞かれたことに答えているから、そういう点で重点が違うのかもしれないですけれども、それで、ちょっと確認の意味なんですよ。

町政執行方針の中では、昨年実施した厚岸湯楽プラン調査研究事業の調査結果を踏まえ海洋療法、タラソセラピーと公衆浴場の機能を兼ね備えた施設整備について調査を行い基本的な考え方を取りまとめたのと、このようにおっしゃっているわけですね。

そうすると、この読み方としては、海洋療法と公衆浴場の機能をあわせ持っているものを、そういう施設を考えているんだというふうに読めると思うんですよ。その点について、先ほど来議論はちょっと食い違いがあるような気がしましたのでその点の確認をしておきたいので、この点についてきちんとお答えをいただきたい。

委員長

町長。

町 長

お答えをさせていただきたいと思います。

昨年、タラソセラピーということに対する町民の理解を求めるために、青森県の市浦村という施設を体験をいたしたわけであります。その結果、参加して体験をしたと人方は、厚岸町にこういう施設が欲しいという結果を得たわけであります。また、タラソセラピーの施設というものに対する理解を、私は得たものであるという

考えに立っておるわけであります。

一方、温泉があればいいなという町民の要望があります。私は考え方として、タラソテラピー施設と温泉というものについて、私は温泉ということもありますが、さきの平成11年特別委員会を議会につくって温泉開発に対する調査をした中で、大変厳しい指摘もあったやに承っておりますし、さらには、また厚岸町における温泉開発ということになりますと、約 1,300メートル以上掘らないと温泉が出ないであろうと、そういう見込みもあります。しかも、この温泉というのは沸かし湯でなければならない。例えば、今、浜中町にゆうゆというのがあります。これも当然そういう結果であるわけでございまして、しからば厚岸町民として、そういう方法で満足できる温泉ができるのかどうか、私は不安を持っておるわけであります。

それよりも厚岸町の海を利用した、すなわち海水を利用した温泉並みの公衆浴場というものを私は考えられるのではなかろうかという気持ちを持っております。

そこで、タラソテラピーと併設する考え方も持ちながら調査を進めてまいりたいという考えに立っておりますので、その点についてはご理解いただきたいと存じます。

委員長 他にありませんか。

(なし)

委員長 なければ進めます。

2目健康づくり費。

10番。

10番 この「みんなすこやか厚岸21」という計画なんです、これが本年度に決まりまして、それで、厚生文教常任委員会でもちょっとそういうご説明を受けておりましたが、概要版が町民向けにつくられ、それからその厚い、内容が全部書かれた概要でないものについても、これは年度内に配布可能というふうに考えておいていいんでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 そのとおりでございまして、厚い方につきましては、もう間もなく完成する予定でございまして、概要版につきましては年度内に完成をし、広報の4月1日号に同時に配布をさせていただきたいと、そのようになっているところでございます。

委員長 10番。

10 番	わかりました。よろしくお願いします。 それで、166ページまでずっと健康づくり費が続いておりますのでページめくるの大変なんですけれども、エキノコックス症対策が出ているんですが、昨年1年間でエキノコックスに関してはどのような状況が出ておりましたでしょうか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	エキノコックスの検診につきましてお答えを申し上げます。 5年に一度の検診日に当たりまして一般の方が682人、小学校の3年生が113人、中学2年生128名、合計923人が検査を受けたところでございます。
委員長	10番。
10 番	それで全員、感染者なしということになったんですか。
委員長	暫時休憩します。 休憩時刻 13時09分
委員長	委員会を再開いたします。 再開時刻 13時09分
保健福祉課長	大変申しわけございません。 私自身がその辺把握をしておりませんでして、今担当の方に問い合わせたんですけれども、事業の方で健康づくりの方が出払っておりまして大変申しわけございませんけれども、14年度のその結果の内容について今すぐ数字が出ません、大変申しわけございません。 13年度では、ちょっと古くて申しわけないんですけれども一般で3人、小学生で2人というような状況になっております。 大変申しわけございません。
委員長	10番。
10 番	あんまり、隣の木村さんはみずから気が小さいとおっしゃっておりますし、私は気が弱いのであまり苦情は言いたくないんですが、何人調査したという数字よりは罹患者が何人いるかということの方がずっと大事ですよ。それがどんどんふえているようならば、そういう形で手を打たなければならないし、それから、横ばいなしは右肩下がりでどんどん行っているのであれば大いに結構ということになりますし、そのエキノコックス症対策をするのであるならば、そういうものは当然のものだと思うので、それが今手に入らないというのもちょっとどうかと思います。 そのあたりは十分にエキノコックス症対策にきちんと入れていただくように、基

礎数字ですからお願いしたいです。その上で、ちょっとそういう意味でやりづらいんですけども。

平成14年12月27日の北海道新聞で、室内犬から感染が確認されたというのが出ましたですね。それから、札幌市では特異なケースだというふうに言って火を消すのに躍起になってるようです。ところが、これは同じく北海道新聞の15年3月6日、今度は飼い猫から出たんですね。これは北大が調査しています。

今まで猫は感染しないのではないかと言われてましたね。犬はキツネと非常に近いので危ないという話はいろんな方が言っていましたが、猫からも出てきたんです。こういう状況がございます。野ネズミを食べたからではないかというようなことを言っていますけれども、果たしてそれだけかどうか分かりません。

そうすると、こういうようなものが出てくるということは、先ほどもペットのことで何かお話がありましたが、こういう我々の住んでいるようなエキノコックス汚染地帯におきましては、象をペットにしている人はいないと思いますので、大体犬か猫ですよ、こういうようなものがみんなこのエキノコックスを持っているというふうに考えた方がいいのではないかと。たまたま調査して一つ見つかったのは一つだけで、あとはみんなシロですよなんていうことは言えないわけですから、いよいよ前からいろんな方がそうになっているのではないかとというふうな予言をしてましたが、それが現実の調査の中ではっきりしてきたという事態だと思います。

と言って、エキノコックスは空気感染するわけでもありませんし、きちんとした対処をしていけば、それほど感染についても恐れるものではありませんよね。そのかわり逆に甘く見ると非常におっかないです。感染してしまうと、これが直るということがちょっとなかなか難しいと言われています。場合によっては肝臓の3分の1とか2分の1を切り取ってしまわなければならないところまで、現実に厚岸でもそういう手術を受けなければならないところまで追い込まれた方もいらっしゃいます。

ですから、やはり妙に恐れてもならないし甘くみてもならないと。きちんとした対処をすることが必要だというふうなことを思っておりましたら、今度は3月9日の朝日新聞で、駆虫薬入りのえさで、キツネのエキノコックス感染が激減するという実証試験が出てきました。こういうような資料はお持ちでしょうか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長
委 員 長

持っておりません。

10番。

10 番

申しわけないですね。ないことばかり聞いててね。

こういうふうにエキノコックスに関してもいろんな動きといたしますか、そういう情報が今ぼんぼん出てきているんです。これは何もお医者さんの専門誌や、そういうもので見たわけではありません。一般日刊紙です。ですから、北海道新聞は当然のこととしながら朝日程度のものの記事ですから、また朝日新聞を取っていないくても今いろいろなところでもって新聞記事の必要なものも取れると思いますし、やはりいろいろな情報を集めていただきたい。

そして、単に有害動物の駆除と言って、毎年キツネを何匹かをとるというだけでは、やはりエキノコックス対策というのにはならないのではないかという気もいたしますし、それから、いろんな情報はやはり町民に的確に知らせ、その上で要望を含めてきちんとした措置をとる必要があると思います。

そういう点でいかがでしょうか。

委 員 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

お話のとおり、ペットの方にも来ているということになりますし、そのことと人間とも関連してまいりますので、私どもの方と町民課と一体となって対策を講じてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委 員 長

10番。

10 番

いずれにしても、きちんとやっていただきたいと思うんです。

最も基礎になる数字を聞いたときに手元にないというようなことでは、どんどん進めていきたいという話もおぼつかなくなりますので、その点はきちんとお願いいたします。

保健福祉
課 長

申しわけなく思います。

先ほどの人数の件でありますけれども、大変おくれまして申しわけございません。5人というふうに保健所の方から報告が来ております。

あわせまして、今ご質問ありましたように、しっかりと関係の情報を入手しながら、町民課と保健福祉課がきちんと連携をとってこれらの対策を講じてまいりたい、そのように思いますのでご理解をいただきたいと存じます。

委 員 長

他にありませんか。

	(な し)
委 員 長	なければ進めます。
	3 目墓地火葬場費、4 目水道費、5 目病院費、6 目乳幼児医療費。
	2 項環境政策費、1 目環境対策費。
	10番。
1 0 番	ここでちょっと数字をお聞きしておきたいんですが、補助金のところに水質汚濁防止対策費対策協議会石けん購入助成分とございますが、この石けん購入助成の数値、これはどのような動きになっておりますか、お教えいただきたい。 それから、水質検査委託料としての水質の検査を湾内、湖内、定点で行っていますよね、その分ではないかと思うんですが、これについては3年分か5年分か、要するにデータ出ますでしょうか。出れば、今すぐでなくても結構ですから出しておいていただきたい。 それから毎年、去年からですか、買い物袋の持参モニター制度を行いましたですよ。これどういう成果を上げていますか、それについてもご説明をいただきたい。
委 員 長	環境政策課長。
環境政策課 長	初めに、石けん購入の助成の状況ですけれども、数値的には平成13年度ですけれども販売金額では 186万 6,454円。それに対する購入助成ですけれども46万 6,608円、このような状況になっております。それから、平成14年度は、まだ12月までの集計なんですけれども販売金額で 145万 210円、それから購入助成金で36万 2,549円という状況になっております。 それから、委託料の件ですけれども、定点観測、湾内だとか湖の中でやっているものですけれども、これの過去の分につきましては、すぐにはちょっと、毎年のは持っていますけれども、一覧で見られるような形にはなってないものですから、これは質問のときに言われたようにデータとして見やすく、3カ年くらいの分を別資料として残しておきたいというふうに考えます。 それで、これについては14年度はまだ最終的な成果というものは来ておりませんけれども、このデータというのは、この予算審議会中にということで。 (「出ればね、出されれば」の声あり) 13年度だけの数字であれば出されるんですけど、過去1年、2年というふうにさかのぼると、ちょっとこの環境対策費の審議の中ではちょっと難しいかなという
環境政策課 長	

ふうに考えていますが。

それと買い物袋のモニター制度の件ですけれども、13、14年度で実施させていただきまして、そのアンケート等については皆さんからいただいております。ただ、その集計がまだ終わっていないという状況でございます。

以上でございます。

委員長

10番。

10 番

そうすると、まず最初に、順序逆にして言いますが、買い物袋持参モニター事業については、どういう成果が上がったかというのは、そういう集計がきちんと終わるまでは何とも言えないという、まだそういう段階だということですか。

また来年も、これは積極的に取り組む事業と位置づけして普及に努めてまいりますというふうに町長は言っているんだけれども、やはり何らかの手ごたえがあったから言っているのではないのでしょうか。そのあたりはいかがでしょうか。

それから、水質検査の問題なんですけど、13年分でしたらすぐ出ると。あとはちょっと時間がかかるというおっしゃり方でしたね。会期中でいいですから、せめて3年ぐらいのもの、まとめたもので出してくださるようお願いします。

それで、そこでお聞きするんですが、あなたの方でずっと見ていて、水質に何か大きな動きはありますか。それとも、大体同じようなところを推移していますか。その辺についてあなたの方で見ていて、何かこういう点がちょっと動いているというようなものがもしありましたら教えてください。

それから、石けん購入助成は13年について1年分、14年については12月で切っているわけですが、13年と14年とを比べてどういう傾向が見られますか。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課 長

初めに、モニター制度のその成果、手ごたえはどうかということなんですけれども、先ほど申しましたように集計はしていないんですけれども、返ってくるものを見た限りでは良好という言葉がありますので、それなりにいい成果は出ているのではないかというふうに思っております。

それから、水質のデータにつきましては、この会期中に、結構ポイントは多いんですけれども、見やすいような資料を、年度で見られるような資料で何とか見やすいものを作成していきたいというふうに思います。

それから助成制度の、これからもう年度末になるんですけれども、先ほど12月末

	までの数字しか持って、今まとまっているところですけども、この推移でいきますと13年度並みに落ち着くのかなというふうに今思っております。 それと水質の状況なんですけれども、見た限り大きな変化はあるのかというようなことだったと思うんですけども、特別大きな数値の変動というのは、今これ今年のやった分ちょっと見ていたんですけども、そんなに大きな変動はないというふうに見えます。 以上でございます。
委 員 長	10番。
1 0 番	わかりました。 それで別のことをお聞きしますが、別寒辺牛川ホマカイ川流域環境保全協議会というのがございますね。これが非常に成果を上げているという話をちらちらお聞きするんですが、この1年間どういうことをやって、どんな成果が上がっているのでしょうか。
委 員 長	環境政策課長。
環境政策 課 長	14年度につきましては、ちょっと今資料を持ってきましたけれども、13年度につきましては協議会として水質調査であるとか、それから一部植栽等もやっております。
委 員 長	10番。
1 0 番	14年も同じような事業を進めているということですか。
委 員 長	環境政策課長。
環境政策 課 長	14年度についても13年度と同じような仕事をしていますけれども、さらに両町で集まって、関係者集まって職員もそうですけれども川とかのパトロール、岸壁のパトロールなども行っております。
委 員 長	10番。
1 0 番	標茶町との間での両町における問題ですし、川上の標茶町が十分にそういう意識を持って協力を惜しまない態度をとってくれているということで、非常にありがたいことだと思っているわけでして、このような形での2つの町が一緒になって別寒辺牛川、ホマカイ川——ホマカイ川は特に我が町の飲み水ですから、そういうものの保全をきちんとやっていこうという考えというのは非常によろしいわけで、これはどんどん進めていただきたいと思います。

	それで、もう一つお聞きするんですが、町長の執行方針の中に、本年度は厚岸湖、別寒辺牛湿原がラムサール条約登録湿地となって10年になりますので……。 その前にですね、環境問題に関する講演会などを開催しておりますが、本年度は厚岸湖、別寒辺牛湿原がラムサール条約登録湿地となって10年になりますので、それにふさわしい内容にしていまいりたいと考えていますというふうにおっしゃっているんですが、これは今どういうことを考えているのでしょうか。こういうふうにおっしゃっているということは、抽象的なので、もうちょっと具体的な話を教えていただきたい。
委 員 長	環境政策課長。
環境政策 課 長	質問者のご指摘のとおりラムサールちょうど10年ということになりますけれども、予算的には水鳥の部分では予算措置はしてないんですけれども環境対策一般事業の中で、環境講演会等について予算、少額ではありますけれどもしております。 それで、どういう内容で要請しているのかということですが、現在予算措置は、後援会の予定でとりあえず予算は措置させていただいておりますけれども、今後10年にふさわしいような形であまり華美にならない、そこら辺も考慮をしまして、これから講演会がいいのか、あるいはフォーラム的なものがあるのか、そこらも含めて事業実施に向けて検討していきたいというふうに考えております。
委 員 長	10番。
1 0 番	環境省も、それから釧路市もですか、6月か7月ごろに向けて、このラムサール登録湿地10年ということで大きな行事を考えているようですので、そういうものの連動を含めて、十分連携をとりながら進めることも一つの方法だろうとは思いますが、そういうことを含めて調査して準備をお願いしたいと思います。 それから、もう一つ、私の方であまりはっきりとつかめないんですが、日本生態学会が今年度か……、来年度か、それから平成15年になるのか平成15年度になるのか、釧路で総会を行うというような話がちらちら聞こえるんですが、つかないですか。
委 員 長	環境政策課長。
環境政策 課 長	1点目の、6月から7月にかけて釧路市でラムサールを記念したいろんな催し物があると、それと連動した形でというご質問でしたけれども、私どもも、先ほど申し上げましたように、少ない予算の中でやるにはどうしたらいいかという、そこら

辺も考えなければならないのかなというふうにも思っておりますので、なるべくそういうものと連動した方が、また10年ということが大きくクローズアップされるのかなというふうに思いますので、可能な限りそこら辺の情報を仕入れて連動させていきたいとは思っております。

それから、日本生態学会で16年なるか、釧路での総会が計画されているということなんですけれども、大変申しわけございません、私どもそのような情報は今つかんでおりません。

委員長

10番。

10 番

私もきちんと聞いてみようと思っているんですが、北大臨海実験所、今は北方圏何とかかんとかと難しい名前になりましたが、この厚岸の臨海実験所の所長の向井教授は日本生態学会の理事ですね。そういうことですから、そういう情報は的確に持っていると思いますので。

これはまだ本決まりになる前でしたけれども、ちらっとそういう話を聞いたんですので、その後きちんと聞いてみてない私も申しわけないんですけども、いわゆるサテライトフォーラムのような形で、厚岸町が入っていける可能性なきにしもあらずというような話も聞いているんです。

日本生態学会ということになりますと、その生態学の方では最高の学会ですし、そこでも今厚岸町のいろんな取り組みは評価されているというふうにも伺っています。さきの3月1日の環境フォーラム的には、町長おいでになられてごあいさついただいたんですけれども、そのところでもって堂々と町長は、厚岸町はこういうふうにして進めているんだというお話なさいましたよね。ああいうことが言える町というのはそうないようでして、そういうことが、やっぱり生態学会の人たちはわかっているようでして、そういう厚岸町がそのつもりであれば、そういうことも考えられなくはないというような話もちろちら聞いていますので、早い時期に、やはりきちんとした連絡をとってそういうものを手を打たないと、もっと早く言ってくればすき間があったのにということになったら終わりですから、そういうことを含めてよろしくお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課 長

ただいまサテライトフォーラム、厚岸町、そういうことになると厚岸町も当然手を挙げれば、早いうちに挙げれば何とかなるのかなというふうには思いますけれど

委員長

19 番

も、ここら辺、今質問者がおっしゃったように、地元の北大の向井教授がこのメンバーであるということの情報をいただきましたので、どのような形で今後進んでいくのか、そこら辺の情報も十分に仕入れて厚岸町としてどういう対応をしているのか、そこら辺を今後考え方をまとめていきたいというふうに思います。

19番。

先ほど水質汚濁防止の石けん購入の助成でもって、室cm委員から出ていましたけれども、こういう場所で言っているかどうか、これ質問ではないですけども、参考になればということなんですが、私直接これに関して販売店の立場でもって売らせていただいているんですよ。それで、いろいろ役所の方ではどういうところに売っているかわからないと思うんですよ。直接現場、我々商店には上がってきますが、四半期ずつ上がってきますけれども、ただ直接販売店と違ってどういう方に売っているというのはわからないと思うんですよ。若干参考になると思うんですけども、主に、やはり行政の、町の施設なんかは優先的に使っていますね。それと、個人的には役場の職員の奥さんたちは、やはり一生懸命使っています。どちらかというと、いっぱい売れる。それと海の漁民の方より農家の方が買っていけるもんですね。先日も農家の人たちに聞きますと、海は漁師の仕事でありながら、行くと、その漁師の人の方が汚しているというような話を聞いています。

だから、どちらかというと、その海の上で仕事をしている人より、関係のない山の人たちが、結局そういう海に対しての関心があるような感じしてますね。石けんなんかに対してもこういうどちらかというと、その直接海の人より山の農家の人たちが、一生懸命それに対してこれを使って、海をきれいにしようというような感じがいろいろあるような感じがしております。

ですから、せっかくこういういいあれがあるものですから、もう少し、ちょい機会あるごとにどんどんPRしていただいて、それでたくさんの人に使っていただく。

それと、意外と旅から来られる方が、厚岸はカキが有名です。カキと一緒に、厚岸に大変いいものがあるんだと。何ですかと言うと、その石けんを欲しいんだということで、カキと一緒にその石けんにお土産に買っておられるんですよ、特に浴用石けんなんかそうなんです。そういう方がものすごく今ふえています。

これは、参考ということでもってお話ししたわけです。

委員長

環境政策課長。

環境政策 課 長	どのような方々が買われていくかということで大変情報をいただきまして、ありがとうございます。それで、本来直接生活の場となっている漁民の方の購入が少ないという情報の提供でございましたけれども、私どもこの今の情報をいただきまして、今後さらに漁協等を通じて販売促進といいますかPRに努めていきたいというふうに考えております。
委 員 長	よろしいですか。 (な し)
委 員 長	なければ進めます。 2 目水鳥観察館運営費。 11番。
1 1 番	ここで厚岸湖の別寒辺牛湿原学術研究奨励で補助金が 150万予算化されているんですが、14年度の実績と15年度の対象者数というか、これについてちょっと説明お願いしたいんですが。
委 員 長	環境政策課長。
環境政策 課 長	この奨励補助につきましては平成9年から始まったところですが、13年度におきましては10名の方々がそれぞれ現地に入りまして研究されております。 それで、14年度につきましては12名の方が現地に入って研究されているわけですが、平成15年、ただいま募集しておりますけれども、今申請として上がっているのが4件、それから結構電話等でも引き合い等もございまして、情報館としては募集、最終的な申し込み数は例年どおり15から20件程度になるのかなというふうに考えております。
委 員 長	11番。
1 1 番	これは、今別にテーマだとかそういうものは、湿原だとかそういうことではやっているのでしょうかけれども、絞り込んだものではないんですよね。
委 員 長	環境政策課長。
環境政策 課 長	質問者のおっしゃるとおり別寒辺牛、それから厚岸湖、その、例えばタンチョウであるとか、それから、いわゆる水草であるとか魚であるとか、そういうものの研究テーマが随分多いようではございますけれども、そのテーマを具体的に今年度はこれというふうに、こういうテーマでというそういう絞り込んだやり方はしておりません。
委 員 長	11番。

1 1 番

この間開かれた環境フォーラムの中で、前川先生が言っておられましたけれども、大変珍しい汽水型のイバラトミヨが発見されているというようなことで、これは将来的に新種として、あそこでは汽水というような言葉が使われていたと思うんですけども、それが正しいのか登録なのか、私は専門家ではありませんから何とも言えませんけれども、そういうその汽水型イバラトミヨというのはどこにいるのか私わかりませんけれども、これをきちんと登録されれば非常に大きな発見と言ったらいいのか、大きなものではないのかなというふうに思いますけれども、これについてはどのように考えていますか。

例えば、私自身、この学術研究でやれとは言っているわけではないけれども、そういうものを対象にして考えていく必要があるのではないのかなと、ときには厚岸の名前を冠したような発見なのかなというふうに思うんですけども、その辺ではどうなのでしょう。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課 長

先日のフォーラムでの前川先生の話の中で、今言われていたエゾトミヨであるだとか、それからシベリアヤツメですか、これらのものがあるというお話がありました。

それで、ちょっと私は大変申しわけないんですけども、その登録というのは何の登録なのかあれなんですけれども、ただ北海道レッドデータブックというものがあるのはご承知かと思いますけれども、それには、話題となっているイトウは、いわゆる絶滅危惧種であるというふうに出ているんですけども、このエゾトミヨであるだとか、それからシベリアヤツメは、この北海道レッドデータブックでは、希少種という位置づけをされております。

それで、質問者言われるように、こういうものをテーマにしてもっと詳しく研究した方が、この学術奨励を使ってテーマを決めてやった方がいいのではないのかなということだったと思うんですけども、もちろんそれぞれいろんな分野の方がいろんな、いわゆる研究材料として厚岸湖、別寒辺牛には多くの魅力があると思います。それで、あえてテーマを絞るのではなくて、やはり厚岸湖、別寒辺牛に魅力あるそういう自然環境の中でどういうものが住んでいるだとか、どういう植物がいるだとか、そういう部分を広く調べていただいていくのがいいのかなというふうに考えております。

	それで、現在まで平成9年から平成14年までの研究としましては、研究課題としては52件の研究課題が従来されております。これが、まだ6年ですけれども、これが10年、15年というふうに蓄積されたときには、非常にすばらしいものが厚岸町の財産として残るのではないかなというふうに考えております。
委員長	11番。
11番	課長、申しわけないんですけれども、この間の科学フォーラムのプログラムちょっと見てください。そこにちゃんと書いてあるんですから。
委員長	環境対策課長。
環境対策課長	大変申しわけございません。 イバトロミヨですか、これにつきましては新種という形で先日のフォーラムでは発表されております。私先ほど希少種と言いましたけれども、あくまでも新種であるということでございます。大変申しわけございません。
委員長	11番。
11番	希少種だとか絶滅危惧種だとか、そうやってリストに載っているものというのは、それなりの研究が進んでいるわけでしょう。ところが、この間わざわざスライドまで使って、こういう汽水型のトミヨというのは大変珍しいものなんだということを言っ、新種になる可能性のある魚だというふうに言っているわけでしょう。そうするとやはりそれに対して、関心がほとんどないような、さっきの答弁なんです。そうであれば、この間何のために科学フォーラムやったのか全然わからなくなってしまいうんですけれども。 そういうことに対して、町としてどういうふうに考えていくのかと。もう次から次へと新しいものが出てきたらかえっていろんなことで障害があるから、そういうものは見えなくなってしまった方がいいというような考えに結びついてしまいうんですよ、その砂防ダムと一緒に。 せっかく先生方がこういうものがあるんですよということを示してくれたことを大事にしようという気持ちがないのかな、その辺はどうなんですか。
委員長	環境対策課長。
環境対策課長	決して、新種が出てくれば例えば面倒だとかそういう、決して思いはございません。研究テーマとしてこういう新しいものが出てくれば、せっかくこの間のフォーラムでこういう新種がいるということで情報提供されていますので、これに基づい

て、またこういう情報に基づいて、いろんな研究者の方々がこのイバラトミヨについて研究に入ると。そういう、こちらからもそういう新種もいるので、そういう研究を、例えばイバラトミヨに限らず、イバラトミヨは今回は新種ということですので、こちらからもそういう誘導ということではないんですけれども、こういう珍しいものもいるのでどうでしょうかというような働きかけといいますか、投げかけといいますか、そういう部分では奨励補助選考委員会の際には、投げかけも必要かなというふうに考えております。

委員長

11番。

11 番

やはり町の意向としてはっきりさせた方がいいと思うんですよ。何かつけ焼き刃的な答弁では、みんな納得しないのではないのかなというふうに思うんですよ。

せっかくそういうものを提起してくれたわけですから、それに対して、やはり町全体でやはりきちんとそれを論議して、その上でもっと研究してもらおうとか、そういうことでないとだめだと思うんですよ。それが、どんな湿原保全に大きな意義があるのか。要するに汽水型というから潮と真水を行ったり来たりしている珍しいものなんですよということを言っているわけでしょう。それは、その一般的には学術的には何というのかな名前はわからないけれども、キタノトミヨというんだけど、括弧してイバラトミヨと言ってみたりいろいろするんだけど、それがたまたま汽水型でこういう色のものが、厚岸の別寒辺牛の河口付近にはいるんですよということを、この間のフォーラムでは説明されていたと思うんですよ。

ですから、こういうことにやはり本当に町を挙げて関心を持ってやるということは大事ではないのかなというふうに思うんですけども、その辺ではどうなんでしょうか。もう一度お願いいたします。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課 長

このいわゆる新種のイバラトミヨ、そういう情報提供があったわけですけども、これの研究の部分に関しましては、湿原、ただいま奨励補助もやっていますけれども、例えばこれによらない、例えば研究方法も出てくるのかなと。例えば大学の協力をいただくだとかそういうことで、大学を活用した中でイバラトミヨのその研究について、これから、町の方からそこら辺探っていきたいといいますか、というふうに考えております。

委員長

11番。

1 1 番	町長はこれについてどう思います、このことについて。少し内部検討が必要ではないのかなというふうに思うのですけれども。
委 員 長	町長。
町 長	新種と言われるイバラトミヨの件であります、道東一円に、厚岸だけでなくいるという記事もございます。そういう面で、この研究奨励金といいますのは、先ほど課長からお話ございましたとおり、あらかじめ課題を上げるではなくて、自主的に厚岸区と別寒辺牛に関する研究調査をいただくと、そしてそれを報告いただくという建前になっておるわけでございまして、今、谷口委員から質問のございました課題について、今募集して、今現在5名ということではありますが、例年から見るとまだ若干まだ余裕があるわけであります。その研究課題の中でそういう予定者もまた出てくるかもしれませんけれども、いずれにいたしましても、今ご指摘ございましたことも念頭に置きながら、この奨励金が十分に効果が上がるような方法をとるべきであろうと、かように私は考えております。
委 員 長	11番。
1 1 番	申しわけありません。何か町長の話聞いていけば、もう道東どこにでもいそうな魚だというような話なんですけれども、その汽水型で新種になるかもしれないと言われてるんですよ、新種として。ですから、そういう学術的に大変貴重なものかもしれないし、貴重ものになる可能性が非常に高い。そして、それをきちんと新種として認めていただくには相当の年月もかかるし、調査も必要だということをあの場で言っていたと思うんですよ。だから、それを受けてどうするのかということとを私は聞きたいんですよ。
委 員 長	環境政策課長。
環境政策 課 長	いずれにいたしても、奨励補助は奨励補助としてですけれども、それに、例えば補助によらない、先ほども申しましたけれども、補助によらない研究方法も、例えば先ほど言いましたように大学を活用するだとか、そういう方法もこれからどうすべきか検討していきたいというふうに考えます。
委 員 長	他にありませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ進めます。
	3目廃棄物対策費。

	10番。
10 番	衛生協会への補助金としてコンポスト購入助成というのがあります。これは、大分ひとところから見ると頭打ちになってきてるのではないかという感じがするんですね。これは相当に普及しましたので、これは当然同じ伸びで未来永劫伸びていくような種類ではございませんわね。消耗品ではなくてあれは備品ですから、一遍設置すると、めちゃくちゃな使い方をしない限り10年ぐらいは簡単にもちますので。ですから、ある程度普及すると、その先はあまり伸びなくなるというのはわかるので。 そういう意味で、去年どのくらい新たに設置してますでしょうか。ここのところ数年の数字というのはどういうふうな動きをしてますでしょうか、わかりました範囲で結構ですけれども。
委 員 長	環境政策課長。
環境政策課 長	コンポストの14年度の個数ですけれども44個ということになっております。それで無償分、有償分あるんですけれども、無償分につきましては14年度末で 1,580個、それから有償分で 233個、合計で 1,813個、現在それぞれご家庭に設置されております。
委 員 長	10番。
10 番	世帯全体の何割ぐらいいっているんでしょう。
委 員 長	環境政策課長。
環境政策課 長	無償分 1,580個ですけれども、これを 4,000世帯と町内、家庭にしますと約39.5%、4割近くの家庭に設置されているという形になろうかと思います。
委 員 長	10番。
10 番	今後の推移の予測なんですが、全体で何割ぐらいまでいけそうだと考えてますか。
委 員 長	環境政策課長。
環境政策課 長	今後、15年以降もありますけれども、おおむね全世帯の半分程度、5割程度には普及させたいというふうに考えております。
委 員 長	10番。
10 番	5割までいったら大したものだと思いますし、なお一層の努力を続けていただきたいと思います。 これによって、非常に小さな視点で物を言ったとしても、前に、お隣の谷口委員からも出ていた廃棄物の燃焼についてもいろいろご苦労なさっているんだけど、

ごみ質は非常に燃やしやすくなるわけですね。それだけでも随分違うことですし、もちろんごみというのは自分のところでもって、出したところが処理するのが一番理想ですから、その一番理想的な形を進めていくわけですから、これはぜひお願いしたいと。

その上でちょっともう一つお聞きしますが、包装法といいましたか、廃棄物処理法の補完をするという触れ込みで大々的なあれで行われて、今いわゆる4品目にいろいろと制限がかかってきまして、例えば家電なんかについても、この法律だったと思うんですが、現在はお金をつけて業者に引き取ってもらう時代になりましたですね。そうすると各地で今問題になっているのが不法投棄なんですね。そのわずかにつけるお金がもったいなくて、山に行けばんと捨ててくるわけですよ。厚岸町でこういう家電の不法投棄はどうなんでしょう、結構出ているんでしょうか。そのあたりどうでしょうか。

委員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

家電リサイクル法によります投棄がふえていっているのではないかというご質問ですけれども、14年度に何件あったのかというその数字は押さえてはおりませんけれども、捨てたものなのかどうなのかちょっとわからないものも幾つか実際にはありました。それで、それについてはこちらの方で――失礼しました。

不法投棄という扱いは、私どもの方ではしなかったんですけれども、そういうものが何台かあって、それを水産課などと一緒に処分したという経緯はございます。

委員 長

10番。

10 番

特に家電リサイクル法の影響による不法投棄というようなものは出ていないというふうに考えればいいんですね。ただ、いわゆる勝手にそこらに捨ててしまっ、大変周りが迷惑するよな事案は、前に議会でも出てましたね、港湾、港のところでも非常に見られると、あの若竹の方でしたか、そういうのもあったし、結構随所に見られている状況はあるというふうに押さえておけばよろしいんでしょうか。

それで今後について、やはり分別収集やそういうことについても厚岸は非常によく進んでいる町ですね。それだけに片方でもってそういうものが出てくるということは甚だ、そうでなくたって甚だよろしくないわけですが、こういうものについて今後どういような、啓発を含めて対策を進めていくお考えか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

こういう電気製品、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンですけれども、これらの不法投棄をしないようにというPRなんですけれども、これにつきましては広報あるいは防災無線で適宜PRしていきたいというふうに思っていますけれども、実際にこれらが捨てられて所有者がわかった場合ですけれども、その場合は、いわゆるこのリサイクル法に照らし合わせて必要な措置をとっていかなければならないというふうに考えております。

委員長

16番。

16 番

コンポストのことで今お聞きになっていましたけれども、以前に私ちょっと宿題的にお預けしてある部分があるんですが。

今から何年前ですかね、そのコンポストを一番最初に普及させたのは。その時点で、そのいわゆる今のコンポストと違いまして質が違うよと。いわゆる最初のやつ、プラスチック的なもので非常に壊れやすい、いわゆるある程度期間たってくるとです。それでコンポストの質を何年ぐらいもつかということを調べていただいたというか、そういう検査したというか、そういったものを調べたことはありますか。

それに伴って当然2台目と、それが破損、いわゆるコンポスト、悪くなるというか破損するのは全部が壊れるわけではなくて入り口、投げ込み口だとか、あるいは掘り起こすときに、コンポストそのものはプラスチックでできて弾力性がないというか、非常に、特に日陰に置いていても一部日に当たったりするとああいうものもろくなってくる、固くなってくるというのですか。ただし今の最近やっているやつは、前にもお話ししたとおり非常にゴム質になってて、これは弾力性があるというか、そういった意味ではもちがいいというか多少の衝撃にも耐えられるし、冬期間の口がしばれてもぼんぼんとたたくと簡単に取れやすいと。しかし、昔のやつは非常にそういうプラスチック性のために非常にもろくなっている。特に、ひびなんかが入るともう虫が入るような状態になると、その用は足せなくなってきた、結構使われなくなってきたと。

そういった耐用的なデータというか、そういうのをぜひ調べてほしいということをお話ししていたのですが、それでどのように調べているかどうか、最初の硬質というか、固い、いわゆるコンポストは何年くらいもつのか。今1,580戸普及しているというけれども、最初のものを含めての話だと思うので、最初のやつは結構もう

何年、五、六年ではきかないかな、たっていると思うので、その辺のところを、提供したけれども、数はそれだけ普及しているけれども、実際に使われているのは、恐らくそれもう最初のやつはあれしているのではないかなと。

それで前にもお話ししましたけれども、いわゆる２台目の場合、もう既に先にもらって、壊れているよと証拠を持ってきて、新しいのにかえてくださいということになれば、それはどのように対応するというか検討するという話になっているんですけども、その辺のところ１台目破損した場合、２度目はどういう対応の仕方をしているのか、その辺を教えてください。

委員長
環境政策
課長

環境政策課長。

コンポストの、いわゆる何でできているか。プラスチックのものだとかゴム質のものだとかっていろいろあると思うんですけども、普通に使っていれば、そんなにそんなに壊れるものではないとは思いますが、そういう部分的に壊れて、例えば今言うように入れるところが壊れたりした場合、では２個目はどうするのかということなんですけれども、先ほども、普及率にも絡んでくると思うんですけども、私どもやはり全家庭の５割を目指して進めて、コンポストの普及に努めていきたいということを思っておりますので、そうすると２個目は買っていただくと。その場合は有償分のいわゆる数になってくると思うんですけども、金額的に今１,５００円ということで売っておりますけれども、２個目についてはそういうことで、私どもも、本当は２個目も無償で差し上げられればいいとは思いますが、やはりもっともっと広く町内に行き渡る、少しでも多くの方が使ってもらえるように、新規の方に無償分を配布していきたいということもございますので、何回も申し上げて申しわけないんですけども、２個目については購入していただきたいというふうに考えております。

委員長
１６番

１６番。

買うのはいいの。だけれども、もう最初の普及させたやつが、もうそういう状況に来ているのは確かなんです。もうあちこちで結構聞いて、そろそろ。先ほどから言っているように、今の最近のはご存じのとおりゴム質で非常に弾力性があるの。だけれども、既にさきで普及したやつがそういう破損というかそういうなってきたら、そういうふうになってきているんですが、そういうものに対する対応というんですかね、そこをちょっと検討してほしいなと思うんですよ。

2個目だから買ってください、それはわかります。だけれども最初と同じ、そういうふうに耐用年数というわけではないけれども、ある程度もうそういうふうに年数たって傷んできたものを、では持ってくればあれなのかというと、かなり大きなものですから、やはり本人の申告というか、それを信用するしかないのかなと思うけれども、やはりそういう最初のやつが破損して、それ以上使えない状態になったときに2台目に対する対応を、やはりちょっと考えていただきたいということなんです。

それから、結論としてはそのことに尽きると思うんですよ。いわゆる今使っている方。やはりあれを使うとなると、それなりの敷地がなければ使えないというか、団地やそこらではそんな、あれをさらに腐敗させて、そして畑に返すというかそういうものですから、なかなか使うにしてもいろいろやり方があるというか、それなりの苦労があるんですよ。ですから、本当に使っていいものは確かです、それは。私も実際に今2台目を使っているんですが、しかし、それを腐敗させるとなるとかなり時間がかかったり、切り起こしとかそういうことをして、それを戻すには大変苦労がかかるんですけれども、やはりそういったごみを減量させるという意味では非常に効果のあるものだなというふうに思います。

そういう意味ではさきの品物はあまりよくなかったというか、言い方は変ですけども、今のゴム質から見れば非常に硬質であって、そういう時期に来てますよと。だから、そういう、さらにそれを普及させるためには、それに対応しつつ、次世代にどう対応していくかということをぜひ考えていただきたいということです。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

このコンポストにつきましては平成4年から、実は助成を始めているんですけれども、今おっしゃられるように、私どもが配布した相手、これは私ども全部押さえておりますのでこの方々を調査しまして、その結果に基づいて今後そういうものをどうするのか。当然お金も絡むことですので、調査をしましてどうするか検討していきたいというふうに考えます。

委員長

よろしいですか。

他にありませんか。

(なし)

委員長

なければ進めます。

	4目ごみ処理費。
	19番。
19 番	ここで、先日に議員会でも説明いただいているんですけどもごみ焼却炉の施工業者が倒産したということでもって、また何かダブって聞くことあると思いますけれども、嫌がらないでお答えいただきたいと思います。 これは、その後つくった機械に対して何か、まだつくったばかりですから故障はないと思うんですけども、支障が出てなんかはないですか。それと、この業者を選定するのに無理はなかったのか、その辺。先日も、今日の新聞ですかね、釧路新聞に浜中町でも議会でもって問題になって、選定の仕方に問題があったのではないかとということで何か町長が答弁されていましたが、その辺はいかがですか。
委員長	環境政策課長。
環境政策課長	まず、1点目の、機械きちっと動いているのかと、焼却きちっとやっているのかということだと思うんですけども、これにつきましては、13年度改修後試運転、いろいろ試行錯誤をしながら、いわゆるダイオキシン規制に対応する数字で燃やせるようにやってきまして、現在もダイオキシン、いわゆる数値をクリアした形で運転しております。 それと、指名に当たって無理があったのではないかとということなんですけれども、これにつきましては、私どもも先日のごみ処理の特別委員会でお話させていただきましたけれども、こういう工事を発注する際には、特に今回の場合発注する際にどういう基準で選考したのかという部分も含めてお話しいたしましたけれども、あくまでも、もちろん指名願は厚岸町に出しておりますし、そして、その会社がどういう工事ができるのか、こういうこともチェックしまして、そして、さらにその会社はどのような実績があるのか、官公庁等でどのような実績、どういう工事をやって、どういう金額のどういう工事をやっているのかとかそういうチェックをしまして、そしてこの会社ならということで今回の場合も、この工事の際にも5社を選考して発注したということになっております。
委員長	19番。
19 番	それは前にも説明聞いております。 ただ、技術面では確かに、小さい会社ながらすばらしい技術を持っているというふうなことでございます。多分問題は、これ倒産するということは経営面ですから、

それで、例えば我々町に指名願出す場合には過去2年間の計算書を添付しますね。
しています。でまたそういうのも結局加味されて審査しておる。なぜ私が言ったか。
実際私もこれは取り引きありました。だけれどもどうもおかしいということで、民間を頼んで調査しました、この業者を。

そしたら、その町工場で技術はすばらしい、町工場でありながら年間のその工事高と、それから今回受けた工事を見るとかなり差があるんです。そうしますと、例えば極端な話、年間1億ぐらいしか工事やってないのに、5億も6億も工事するといったら絶対資金ショートを起こすんですよ。必ず起きてきます。そういうことがあったものですから調べたら、やはりこれは問題あるぞと、民間から。

そういうことも、我々取り引きもあるものですから、結構、調べて、おかげさんである程度わかりましたから、けがはそんなになくて済んだんですけども、やはりそういう面で、地元でも結構でも納めている方もいるんですよ、聞きますと、いろいろな商品や何か。それでもって今実際に被害をこうむった方もおられますし、やはりこういう選定する場合には、やはりある程度きちんとしたその辺も調べて、技術ばかりでなく、そういう経営面なんかもきちんとしてやらないとこういう問題が出てきますから、役所ばかり、その工事ばかりでなく、民間にもそういうふうな影響が出てますから、その辺今後やはり選定する場合よく気をつけて選定をしていただきたいというような感じにいるんですけども。

委員長

町長。

町長

お答えをいたします。

厚岸町が発注する事業については、今後このようなことないように、厳正な調査をしながら入札、指名入札をしてまいりたいと、かように考えますのでご理解いただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

次、11番。

11番

資料をお願いして提出されているんですが、この13年度と14年度の月ごとの勤務時間外の焼却時間、それから焼却量。この焼却量というのは時間外ですか、それとも時間内を言っているんですか。ちょっと説明をお願いいたします、まず。

委員長

環境政策課長。

環境政策課長

それでは、けさほど提出させていただきました資料、ごみ焼却炉に対する勤務時

間外にかかる焼却時間、焼却炉年度別月別明細資料、これにつきまして説明させていただきたいと思います。

まず1点目、一番先にまずお断り、ちょっと資料のつくり方が悪くて申しわけなかったんですけれども、この焼却量、トン数ですけれども、これにつきましては時間外勤務だけではなくて、いわゆる勤務時間内も通して焼いている、その、いわゆる時間外勤務を含めた中での総焼却量ということで、そういう数字でございますのでよろしくお願いいたします。

それで、この勤務時間外焼却時間の把握につきましては、13年度での改修工事、これにつきましては改修工事以前の分については日報により確認しまして、それからこの改修工事が終わった後は、毎日毎日のチャート紙があるんですけれども、その記録を積み上げて集計した内容でございます。

それで勤務時間外焼却時間は13年度、一番右側の合計欄ですけれども、13年度では1,439時間と15分。それから、それで総焼却量が4,093.2トン、これだけを焼いたと。これは先ほど言いましたように時間外ではなくて時間内も入れての総焼却量でございます。

それと14年度ではその下の表になりますけれども1,337時間05分となっておりますけれども、その下の総焼却量のトン数は3,998.1トンというふうになっていますけれども、その3月部分で括弧で数字入れてあります。これは3月ははまだ実績数値が出ておりませんので、2月と同じ数字を入れて14年度については、このくらいだろうということで推計した内容でございます。

それで、ご承知のとおり改修工事につきましては13年6月から10月にかけて行われましたけれども、この間は見てのとおり時間数は減少しております。この間当然燃やせないわけないですから、燃やす時間が短くなりますのでごみがたまっていくと。これを焼却処理するために工事後の11月から14年3月にかけて、特に勤務時間がぐっと、いわゆる時間外勤務が多くなっております。

それで、14年度に入りまして、徐々に時間外勤務の時間が減ってきておりますけれども、少しずつですけれども安定した焼却が行われるようになってきたためだというふうに理解しております。

それで、この表の下に記載してある委託契約に係る超勤の手当の算定の状況なんですけれども、平成13年度の契約では超過勤務に係る経費は1,190時間、金額で

174 万 3,685円を見ております。それで、そうするとこの 1,190時間と先ほど申し上げました平成13年度の勤務時間外の焼却時間 1,439時間と15分のこの差は 249時間の差になりますけれども、その 249時間については超勤手当の支給されない方、いわゆる管理職の方が実働したということになっております。

それで平成14年度、今年ですけれども、今年の契約では超勤の金額が 1,275時間、金額で 191万 8,650円を見ておりまして、先ほどと同じように、14年度はまだ確定ではございませんけれども、時間外勤務 1,337時間と05分、これとの差が約62時間ということで、この62時間につきましては13年度と同様に管理職の方が対応しているという内容でございます。

それで、先日質問者も言われていました、きちんと働いている方々に対して時間外勤務、超勤手当が払われているのかというご心配をされていたんですけれども、時間外勤務手当の支払いについては未払いはないという報告を受けております。

委員長

11番。

11 番

13年度の6月から10月にかけて改修が行われたという説明ですよ。そうすると13年の4月、5月が以前の通常の動き方というふうに見えていいですよ。

そうすると、6月から10月まではそういう特殊な時期でありますから、これについては判断としてはあんまりここを見ないで、その前、後ろを見ていった方がいいのかなと。

それと、ごみが10月に改修が終わって11月から通常と言ったらいいのか――の焼却態勢に入ってきて、それがおさまったのは大体いつなんですか。14年度に入ってしまったのか、それとも13年度中に大体、前から押してきた分がなくなったのは、いつなんでしょう。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課 長

工事、今おっしゃられたように6月から10月ということで、当然たまったごみを焼くのに特に2月、3月が、この2カ月でたまっている分を焼却したという内容でございます。

それで、13年の4月、5月これは66時間、それから59時間という時間数ですけれども、それが14年度に入りまして4月、5月は 135時間、160時間というふうになっておりますけれども、まだこの時点では完全には、いわゆる焼き方の調整といえますか、そういう作業をしながら、試行錯誤の作業形態もありますのでこういう

	ような時間数になってきておりますけれども、この今年15年1月、2月に入りまして落ち着いてきたかなと、安定して焼却できているのかなというふうに考えております。
委員 長	11番。
1 1 番	大体、言ってみれば 300トンの上下かなというふうに見えるんですけども 1 カ月平均ね。1 カ月平均のどのぐらいにならせばいいのかちょっとわかりませんけれども、 300トンを超えたら結果的に時間外が伸びているのかなというふうに見えるんですよ。それで 200トン前後だったら、この時間外も 100時間を割り込んでいるというふうに見えるんですけども、これを見てはつきりするのは、去年と今年は大した変わりなかったように一見見えますけれども、4月、5月を見ますと 380トンで13年度は66時間なんですよ。それから、 310トンで59時間の時間外が、おおよそはね。そうすると、はつきりそのもう時間外の違いが、これは12年度が出てませんから、12年度どのくらい時間外があったのかがちょっとわかりませんけれども、大体その倍とは言わないけれども、結果的に、その時間外勤務は、この焼却炉を改修したことによってふえているのではないのかなというふうに思うんですけども、その辺ではどうなのでしょう。
委員 長	環境政策課長。
環境政策 課 長	たまたま13年度、14年度工事をやって、そして14年度その工事を終わった後の運転の方法だとかということが多いのではないかと、従来12年に比べて多くなっているのではないかとということですけども、ちょっと12年の数字は押さえてないんですけども。 ただ、総体ではそんなにふえているというふうには考えていなくて、当然いわゆる燃やすごみの質といいますか、それらによって大きく時間も左右されてくるのかなというふうに考えております。焼く量もそうでしょうけれども、そのごみ質によっても、いわゆる超過勤務時間、時間外勤務が出てきたりすると。ですから、一概に、その改修工事を行った、イコール、その勤務時間が、時間外勤務時間がふえたということではないというふうに見ております。
委員 長	11番。
1 1 番	そうであれば、12年度の資料も出してもらうようお願いした方が、もっとはつきりしたのかなというふうに思うんですけども、結果的にこの表を見ただけでも、

委員長
環境政策
課長補佐

以前の改修前の焼却量と、その時間外勤務に要したのはもうはっきり違っているわけでしょう。5月、6月見ただけでも。それを、例えば1カ月か2カ月、もし前のやつが押してあったということで、4月、5月、まだ残っていたんだと。では6月、7月にしたらずらしてみるかというふうに見たとしても、結果的には20時間から30時間はたつぷりとふえているんですよ、これを見れば。

そうすると、この時期になったら、今度は非常に湿り気の多いものが入ってきてましてという説明になるのかもしれないけれども、結果的に焼却時間が延びているのが現実ではないのかなというふうに思うんですけれども、この辺はどうなんですか。

全然大した変わらないというふうに思いますか。私、もしできましたら、今度の選挙でも当選して6月議会にも出たいので頑張りたいんですけれども、6月には、もうそうなれば、そういう答えであれば、もう1回質問したいと思うんですけれども。

環境政策課長補佐。

その今の質問について説明したいと思います。

実は、この質問を受けてこの資料をつくりまして、私ども検証もいたしました。それから、現場のオペレーターともお話し合いをさせていただきました。この時間数につきましては、確かにおっしゃるとおり、時間数が当然改修後でふえているのではないかとということで、確かにふえております。その理由といたしましては、改修後にいろいろな数字をクリアするためにオペレーターと、それから機械と、いわゆる相性ですね、操作の仕方、それらについてかなり気を使う部分がありまして、改修後にその実際にごみを燃やすために気を使った、要するにどれだけの量を投入してどれだけの時間をかけて燃やすかということに対して、かなり時間を要したことは事実でございます。

その部分で、極端に申しますと4月、5月について13年度と比較して超過の時間が多いのではないかとということを指摘されておりますけれども、それはそういうことも一部あるかと思います。

ただし、その後におきまして安定的になってきておるというふうに課長の方から答弁しておりますけれども、それに、そういうことではありますけれども、事実改修後におきましては、そういう気を使わなければならない部分がかなりあります。ですから、オペレーターとその機械の要するに操作の仕方、これらのなれがやはり

委員長

11 番

問題になってくるかと思います。そういう面では、今年年が明けまして1月、2月、3月、安定してきたという表現を使わせていただいておりますけれども、そういう意味で機械の操作、それからオペレーターが改修後の機械に精通してきたというふうにとっていただければ理屈が通るかというふうに思います。

以上、簡単ですけれども説明終わります。

11番。

確かに、だんだんなれてきたというのは見てとれると思うんですよ、これを見るときね。ただ、時間がかかるようになったというのは、これは明らかなんです。なれたとしても、その時間はかかるようになったと。これが80時間を切ったというならわかりますよ、時間外勤務が。以前は60時間か59時間ぐらいでなかったのかなと。その前にずっとその先わかりませんから、資料として示していただいているから、私はわかりませんが、結果的には2月のこれ、日にちも少ない、言ってみればね。去年の場合はたまっていたやつをやっているから総量は多いけれども、今年の場合はもう通常に戻っているわけだから、2月というのは日数も少ないし、言ってみれば一番の乾燥期ですよ。そうすると時間外のあれがかからないで済むのかなというふうに思うんですよ。

ですから、これが80時間を切って60時間だとか70時間になったといたら、その勤務時間外はずっと減りましたよと、通常に戻ってきたということになるけれども、結果的に以前より焼却時間を長くやらなければならない状態になってしまったということは認めますか。

委員長

環境政策
課長補佐

環境政策課長補佐。

お答え申し上げます。

事実上、この時間のこの資料を比較しても、確かに時間的には月別等々伸びております。これは旧厚生省基準に基づく構造基準等々がありまして、先ほども申し上げたとおりオペレーター等の、いわゆる機械の操作のなれ等々もありますけれども、そういうことに気を使うことが必要な施設になったことも事実でございます。ただし、そういう気を使わなければならないことを最小限にとどめるように改修をしたつもりでございます。

しかしながら、そういう基準をクリアするための気を使わなければならない部分ということがありますので、当然時間が延びたということは事実でございます。短

くなったということはありません。

ただ、そこで、では今後もずっと未来永劫長くなっていくのかということになりますけれども、これはやはりオペレーターと機械との、なれなり機械の性能なりということになるかと思えますけれども、極力そういう焼却時間を短くできるようにオペレーターと、それからごみ質の管理、攪拌等、それらも含めて今後の課題ではないかというふうに考えております。

できるだけ現場の受託業者の負担にならないような方法を考えながら、今後のその効率のよい焼却をできるような手法を、現場のオペレーター等を含めて協議・検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長

11番。

11 番

わかりました。

それで、問題は、やはり現場の人たちの問題だと思うんですね。それで、結果的に、けれども、今度吸収するところが管理職だとかそういうところに全部しわ寄せがいくんでは、やはりこれはサービス残業というね、そして過労死の原因になってしまうというようなことでは困るんですよ。その辺はやはり十分配慮した対応をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課 長

ただいまご指摘のとおり、その超えた分、それがいわゆる管理職の負担になっていくということも事実だと思います。それで、発注している、委託している委託者側としては、先ほど補佐の方からも答弁させていただいていますけれども、少しでも負担にならないように、委託者側として考えていきたいというふうに思っております。

委員長

3 番。

3 番

私は焼く前の、焼却する前の収集のことについてお伺いしたいと思います。

町長の施政方針をお聞きいたしました、この廃棄物対策について町民の生活様式の変化によってさまざまな種類のごみが大量に家庭から排出され増加し続けているんだと。これらのごみについては適正な処理を行っているけれども、ごみの焼却に伴ってダイオキシン類などの有害物質が発生しているので、資源循環型社会形成の第一歩としてできるだけごみを出さない、出たごみはできるだけ資源として使うと。どうしても使えないごみは処分するというシステムや生活習慣の確立を目指し

て、広報などによる啓発活動を強めてまいりたい、こういうふうにおっしゃっているわけです。

そこで、環境政策課にお願いをして資料をいただきました。この資料はごみの収集実績の推移を示したものでありますが、平成4年度から平成13年度まで10年間の推移であります。やはりこの10年の間にごみが全然減らないでふえ続けているわけですね。急激にふえているということではないんですが、じわじわとふえ続けて、可燃物については平成4年度で3,551トンであったものが、平成13年度で4,166トンと17.3%伸びているわけですね。さらに不燃物と資源物について言えば、平成4年で1,187トンでありましたが、平成13年には1,551トン、30.7%伸びていると、この方が伸び率が非常に高いですね、倍近く、可燃物と比べますとね。

問題は、このごみをどう減らしていくのかということだと思うんですが、具体的にどのようにお考えになっておられますか。

委員長
環境政策
課長

環境政策課長。

ごみの収集実績によります量ですけれども、ご質問者おっしゃるとおり年々ふえてきています。それで、平成12年度、13年度とふえてきているんですけれども、ごみ総量では12年度では13年度は12年度より幾分下がっておりますけれども、14年度のごみの量については正確な数字は押さえておりませんが13年度並みで何とかおさまるのではないかなというふうに考えております。

それで、ごみを減らすためにどうするんだということなんですけれども、質問者もおっしゃっていましたように、やはり大量消費、大量に生産して大量に消費するという、そしてごみも大量に捨ててしまうというような生活様式が、いわゆる定着しているような状況の中で、これを減らしていくのはやはり難しいとは思いますが、一人一人が、各家庭がやはり少しでもごみを減らす、つまり、余分なものは買わないというようなこともあろうかと思っておりますけれども、そういう一人一人の努力によって減らしていかなければならないというふうに考えております。

そして、住民に対しては、従来も町の広報、あるいは防災無線、これらでごみを出さないようにというか少なくしましょうということでPRは従来もさせていただいておりますけれども、ここら辺の、さらにごみの排出について抑制していただけるような広報を考えていきたいというふうに思います。

委員長

3番。

3 番

業者だけが努力しても、これは減るものではないということははっきりしていますね。やはり、住民の方々の協力がなければ減らすことにはならないというふうに思うんです。

名古屋で藤前干潟、野鳥の飛来地で有名なところではありますが、名古屋市はごみの処分に困ってここをごみの捨て場にするという計画を出したんですね。当時は、その辺に住んでいる人も補償金がもらえるとかなというふうなことでかなり関係する空気もあったが、しかし、それはおかしいのではないかなというふうな人たちの考えで、学習活動などが始まって、やはり干潟を守るということは非常に大事なんだということで、最後には名古屋市を動かして、結局ごみ捨て場にするのを中止させた。その間、名古屋の市民みずからが大いに頑張りをまして、2年間で23%ごみを減らしたというふうなことが言われています。

私は、やはり単に広報で流すということだけではなくて、もっと、例えば私は自治会の仕事をしておりますから、自治会の中でごみの問題をもう1回考えてみようではないかなというふうな呼びかけをして、話し合いをして、そして減らすのにどういうふうな減らせばいいのかなという論議が、やはり必要なんではないかなと思うんですね。そういうことを、やはり地域別であるとか自治会別であるとかいろんな方法で段取りを立てられてやっていかれることが大事なんではないかなと。

このごみ処理費見ますと今年度の予算が1億7,800万ですよ。仮に10%、これはなかなか大変なことです。そんなに簡単にいくとは思いませんが、約2,000万近いお金を節減することができるわけですね。そういうことで、いかがでございましょうか。

委員長

町長。

町長

今日のご承知のとおり大量生産、大量消費、大量破棄の経済構造が進んでおるわけでありまして、その中におきましては、ごみ問題は行政にとりましてはますます深刻な課題に相なっております。その中でのごみ減量というのは、やはりご指摘がございましたとおり行政のみならず町民も可能な限りごみ減量、またはリサイクルをするということではなければならないと思っておるわけでございます。

お話にございましたとおり、今後自治会等とも連携を密にしながら、全町民挙げてごみ減量運動に強化できるような体制を行政としても進めてまいりたいと、かように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員長

3 番

3 番。

ぜひ具体化してやっていただきたいと。私自身も自分の家庭を省みて、家では分別も何もやっているつもりでおりますけれども、もう一度考えてみる必要があるなどというふうに思います。

それともう一つは、私は企業の責任というのが、日本ではすごく野放しになっているというふうに思うんですよね。例えば、このダイオキシンの問題にしても、前から言われておりますが、国が塩ビの生産について十分な規制をすれば、私はこれほどの事態にならなかったのではないかなというふうに思うんです。

塩化ビニールについては処理は困難ですよ。焼けばダイオキシンになると、その辺に埋めるわけにはいかないと。埋めたって腐葉土みたいになるわけではありませんしね。そういう点で生産者の責任というのが日本では免罪されているんですね。これは、私はドイツに行ったこともございませし、ヨーロッパに行ったこともありませんが、人の話や物の本で読めば、かなり徹底したことがやられているんですね。

このドイツの場合は、日本で容器包装リサイクル法ができましたが、包装容器回避令とかという法律があって、そして、ごみになるものを買った責任、それから売った責任、製造して売らせた責任という、ずっとさかのぼって生産者の責任を問う原則が立てられていると。この責任に基づいて、この廃棄物の処理にかかる費用の負担が求められるために、日本のように売ってしまえば、あとは自治体や住民にどんなに負担がかかろうと責任を負わないという仕組みでないんですね。日本の場合はそうではないと、この辺のことも、私は大変大事な点ではないのかなというふうに思うんです。

例えば、この容器包装リサイクルでペットボトルが逆にふえた。それで、厚岸町でも処理に、このふえたというのは、そういうのが不燃物、資源物でもごみが30%も10年間でふえた一つの要因になっているのではないかなというふうに思うんですね。結局、自治体が困っていると。家電では消費者に負担がいくと。今度できた自動車リサイクルではユーザーに負担が押しつけられると。こういう方法が一つはきちんと改められないと、なかなかごみの問題について万全に解決をするというふうにならないのではないかなというふうに思うんですね。

そういうことについて、そういうこともあります、ありますが、先ほど申し上げ

たように、やはり住民の方にも責任を負ってもらって、そして、お互いに話し合いをしながら、ごみを減量していくという方法を何としてでもやり上げる必要があるのではないかなというふうに思います。その点でもう1回ご答弁いただきます。

その次に、この一般廃棄物の処理場であります。いよいよこれも大体耐用年数が来たと、10年くらいになるんですか。今度は新しいところを約5億からのお金をかけて次の一般廃棄物の処分場をつくると。最初につくった処分場、面積というか容積というか、それから、これからつくるものがどの程度の規模になるのか、それから位置ですね。そして、これは何年くらいもたせるのか。そのことについて伺います。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

まずごみの、質問者から提唱されました、自治会等を含めた、巻き込んで減量運動をしてはどうなのかということですが、従来の広報、あるいは防災無線では、質問者おっしゃるようなやはり限度があるというふうに私どもも思っております。

それで、今提案されました地域自治会等に協力をお願いしまして、こういう運動を始めていきたいと、そういうような計画を早急につくって、地域の方々にどうすればごみを減らさせるか、減らしていただけるか、そういうことに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、最終処分場の件なんですけれども、1期工事でやった部分なんですけれども、あの容量につきましては2万4,000立米という量になっております。それで、その後2期工事ということで、ただいまのいろいろな調査、計画等業務をやっておりますけれども、これを2期でつくろうとしているものも同等程度、約2万4,000立米、この程度の規模のものを現在計画しております。

1期の2万4,000と同等程度なんですけれども、幾らかもう少し容量的には下がると、2万4,000より若干少なくなるというような規模を考えております。

委員長

3番。

3番

それから、第1期のものについては約10年ですね。次の2期目のものについても大体同じくらい考えておられるんですか。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課 長

1期目がちょうど平成6年から始まって、ちょうど約10年で容量いっぱいになると。それで、では2期目も同じ程度のものですから、10年やったらそれでいっぱいになってしまうのかということだと思えるんですけども、そうすると10年ごとに、質問者も心配されるように10年ごとに、では町内あちこちに最終処分場ができてしまうということになろうかと思えますけれども、私ただいま説明しました2期目につきましては、1期の2万4,000立米より少し少なくなるという言い方をしましたけれども、それは同じものを、例えば同じものをつくった場合、容量ではなくて今と同じやり方でやると、そういうような形になろうかと思えますけれども、ただ今全国の、まだなかなか例少ないとは思えるんですけども、リニューアルという方法も最近話題になってきているようでございます。

そのリニューアルというのはどうするのかというと、私どもも詳しい情報はつかんでいないんですけども、今ある最終処分場をもう一度使うという方法も、当然今うちが2期目で計画している部分はもちろん使えますけれども、今埋めてしまったところを、例えばもう1回掘り起こしてもう1回処分していくんだと。そうすることによって処分場が長く使えるというような方法も、何かあるように聞いております。

ですから、これは当然事業費等いろんな面で問題にもなってくると思うんですけども、そういうことも視野に入れた中で、いろいろ2期目の処分場については考えていかなければならないなというふうに考えております。

委 員 長

3 番。

3 番

この2期目のものについては、今年はどういう仕事をされるんですか。

委 員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

今年度の事業につきましては、実施計画と整備計画というふうになっております。

委 員 長

3 番。

3 番

稼働はいつからですか。

委 員 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

15年度でこれらの計画等を策定しまして、工事につきましては16年度、17年度ということになります。それで、通常でいきますと、16、17、2カ年で工事終わった後に18年度から使うということにはなろうかと思えますけれども、その工事の状況によっては、17年度工事途中に使えるように、その工事の工程にもよると思うんで

	すけれども、そういうことも考えております。	
委 員 長	3 番。	
3 番	それで、この供用開始までに、あなたおっしゃったように、何らかの方法もあるんだというようなことをおっしゃっておられますので、家庭から出るごみを減らすことと、また違うと思うんですね、一般廃棄物を減らすということについては。その辺で十分調査研究をされて、次の対策まで考えて供用開始を図るというふうな段取りで進めていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。	
委 員 長	環境政策課長。	
環境政策 課 長	先ほど、リニューアルの件についてお話ししましたが、そういう手法もあるということ、これらも含めた中でいろんな選択肢があると思いますので、できる限り長く使えるもの、そして、やはり工事費についても安いものということで選択していかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。	
委 員 長	休憩をします。	
	再開は3時30分とします。	休憩時刻 15時01分
委 員 長	委員会を再開します。	再開時刻 15時30分
	ごみ処理費ございませんか。	
	6 番。	
6 番	ここでちょっとお尋ねしたいんですけれども、この第4期厚岸町総合計画、第4次実施計画、これのあれを見ると、本当にごみ処理費というのはお金がかかるものだなというのはつくづく思うんですね。厚岸の場合でも、大抵地方自治体というのは焼却と埋め立てと2本立てでやっているわけですよ。厚岸町もそういう状態でやっているわけでございますけれども、この本当に大変なもんだなと。これ去年から始まっているんですよ、今度新しい第2期埋め立て地の建設事業ですね。これは平成14年から17年までの4カ年計画というふうに考えられるわけですね。	
	これは昨年度から実施計画を立てられたと。今年はこの3カ年実施計画を見ると1,644万4,000円ですか、来年度は2億5,000万。それから17年度においては2億5,000万。この新しい埋め立て地をつくるのに5億1,664万4,000円と、こういうお金がかかるんだと。	

委員長
環境政策
課長

先ほども話ありましたが、今の埋め立て地をまた掘り起こして、そしてそこにまたこの計画をやるんだというような話がちょっと出ていたけれども、その掘り起こしたやつを処理するなら、また処理費かかるのではないですか。そんな簡単な考え方で第2期工事をやるという場合、新しいところでやるんだったらこれで済むけれども、今までつくった埋め立てしたものを起こして、そこにまたつくるんだと。掘り起こしたごみというのは、また処理しなければいけないんだわ、そうでしょう。そんな計画で考えてやっているの。ただただ驚くばかりですね。

この5億1,660万、処理場つくるのにかかる。それから、もう一つは、この埋め立てするところから出る汚水が川に流入して、この湖内の汚染というのは考えなければいけないんです、一番基本的に。

そういう考え方についてどうなのか、お尋ねしたいわけであります。

環境政策課長。

初めに、3カ年計画で、当初予算にもごみ処理場、最終処分場の埋め立てですけども、3カ年計画では、先ほどの他の質問者にもお答えしましたけれども、この3カ年の中では当面今あるのと同じような方式で2カ年でやろうということで、容量は2万4,000立米からちょっとは減りますけれども、一応そういうような同じような形で3カ年では見て、計画しております。

ただ、先ほど申し上げましたのは、やはり10年ごとに最終処分場をどんどんつくっていかねばならないのかということにも当然ありますので、やはりそこはいろんな財源の問題とか、ご質問者もおっしゃるように掘り起こしてまた処分するには金かかるということですけども、もちろんそのとおりでございます。ただ、そういうやはり処分場を少しでも少なくしていく、ふやしていかないというような考えでは、そのような方法もあると、そういう選択肢もあるということでご理解いただきたいと思います。

そういうこともやはり、検討のテーブルの上にはやはり乗っけて、財政面からも、それから、そのリニューアルの方法が本当にいいのかどうか、そういう検討も必要になってくるのではないかとということでご理解いただきたいと思います。

それから、処理水なんですけれども、これは年に2回きちんと検査しまして、基準があるわけなんですけれども、基準内の数値で流しているというようなことでございます。

委員長

6 番。

6 番

結局、僕らも随分厚岸湖の汚染問題ですね、これについて随分神経、自分なりに勉強しながらいろんな情報を収集しながら、今まで対応させていただいてきたわけでございますね。

最近、この湖内、この項目でお聞きするのはまことに変な状態なるかもしれませんが、湖内の海水の汚染度、それから、今取水している厚岸町のこの上水道の水源。この水の状態というのは、これはだんだんよくなっているの。それとも、前から見たら汚染度は悪くなっているのかと。この海水と上水ですね、この関係について、ひとつお答えをいただきたいと思うんですよね。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課長

湖内の汚染状況ということですが、先ほど他の質問者にも大きな変動、数値的な変動ですね、悪くなっているだとか、そういう変動があるのかということでお答えしましたけれども、今のところ特別に悪くなっているだとか、そういうような状況はあらわれておりません。

委員長

6 番。

6 番

結局、問題は厚岸町のカキとアサリとか、養殖する湖と湾を持っているわけですが、その海水が汚染されると大変なことになると。これは漁業者の方が随分心配されているわけですね。

それから、我々が飲んでいる飲料水というのは、これは大丈夫なのかなと、もちろん大丈夫ですね。今の水道法による処理によって、そんな変な水が、技術にはなっていないと思うんですけれども、この埋立地のところから海水がそこに入っていくということになると、これは大変なことになるんですよね。ですから、さっきの話聞いてたら、今まで大量に埋め立てた埋立地を掘り起こして、そこにまた新しくやるという形については、随分簡単なものだなというふうに聞いていたんですね。

厚岸町においては、そういう海とかそういうものに汚染されない、やはり土地というのはまだまだあると思うんですよね。そういう点の考え方というのは、もっと深くなされるべきでないかなと、こういうふうに考えるわけでございますけれども、その点についてもう一度お願いしたいと思うんですね。

委員長

環境政策課長。

環境政策
課 長

最終処分場のことですけれども、もっと、確かにリニューアルという方法、私どももまだ詳しく情報を得ていないので大変申しわけないんですけれども、その方法というのは、あくまでも、今ある、せっかくつくったものを活用するというで、もう1回掘り起こして、焼却可能なものは可能にしていこうというやり方ということなんですけれども、それをやることによって、今質問者もおっしゃられましたけれども、ほかにもっと最終処分場をつくる場所をたくさん探せばあるのではないのかということなんですけれども、やはり確かに探せば、私たちも具体的に探したことはないんですけれども、探せばあるのかもしれないけれども、ああいう施設を違う場所にどんどんつくっていくということにもなかなかならないのかなと。

要するにそこで、そういう新しい、例えば処分場をつくるとなると、当然そこには、今の方式でいきますと処分場ができる、それから水処理の施設ができるということになりますと、当然周辺環境に与える影響等もいろいろ、これはもちろん調査しなくてはわからないことなんですけれども、そういうことも考えられると。環境に負荷を少しでも与えないためには、絶対それリニューアルをやるんだということではなくて、そういう方法もありますということで押さえていただきたいなというふうに思います。

委 員 長

他にございませんか。

(な し)

委 員 長

なければ進めます。

5目し尿処理費、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、2目農業振興費。

7 番。

7 番

農業振興費の中で、執行方針の中でヘルパー利用事業で運営費の助成を当分の間見合わせるということになっておりますが、どのようなことでそのようになったか、お聞かせ願いたいと思います。

委 員 長

農政課長。

農政課長

お答えをさせていただきます。

このヘルパーの利用組合の助成につきましては、これまで約230万ほどの補助金を、浜中農協及び厚岸の両ヘルパー組合という形で交付をしていたわけでありましたが、平成13年より中山間地域の直接払い制度ができまして、この制度につきましては

	は、ご承知のとおり集落活動を主体に、自主的な形でそういった集落活動を進めるというのが趣旨でありまして、そういったところから農業者の所得を保障するという制度でありまして、このヘルパー事業についても集落活動の一つではないかということで、今までのやり方で支出していたものを、この中山間の交付金を使ってやってくれないかということで、それぞれの農協に協議をいたしまして、了解をいただいたところでございます。
委 員 長	7 番。
7 番	そうすると、両農協に了解を得たということですね。そういうことですね。 そして、当分の間ということはどういうことなんでしょうか。
委 員 長	農政課長。
農政課長	この直接払い制度につきましては、当面 5 年間ということで平成16年まで実施されるということでございますので、当面それと同じ期間、平成16年までそういう形でやりたいというふうに思っております。
委 員 長	7 番。
7 番	両農協で了解したということならばわかりますけれども、今日の新聞あたりを見ると補給金の関係も若干下がるのではないかな。それから、乳量の限度額も若干減るのではないかなということで、所得の方が減るおそれもあると思います。それと、これによって利用される方の負担増がなければいいのではないかなという感じを受けておりますので、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。
委 員 長	農政課長。
農政課長	このヘルパー組合に対してはそういうことで、現在町の財政状況等をかんがみまして、ぜひ了解をしてくださいということでお願いをしております、これによって個々のヘルパーの利用の料金が、料金負担が多くなるという心配はないのではないかなというふうに考えております。
委 員 長	11番。
1 1 番	最近、この町内の新規就農はどんな状況になっていますか。
委 員 長	農政課長。
農政課長	新規就農でございますけれども、昨年 1 戸、尾幌地区に新規入植をしております、今回の新年度予算の中にも、その奨励金として予算を出させていただいているところでございます。

委員 長	11番。
1 1 番	新規就農者が厚岸町内で張りついて、これは尾幌の分ですが、尾幌で1戸張りつ いたんですけれども、その部分なのか。あとさっきからずっとありますけれども、 遊休農地等に今後の見通しみたいなのは今立っているんでしょうか。その辺はどう なんでしょう。
委員 長	農政課長。
農政課長	新規就農の場所でございますが、尾幌の3号の地区でございます。この方は片無 去の出身の方で家族が5人ほどおられまして、既に活動を準備をしている段階でご ざいます。 それから、他の地区におきましても、現在ご承知のとおりその遊休農地が非常に 拡大をしてきているということもございまして、いろんな条件、畜舎だとか施設の 条件、土地の条件が合えば、何件かの新規就農の問い合わせも来ていますし、やは り町としても、これからは離農跡地をそのままにしない形でこの新規就農に積極的 に取り組まなければならないというふうには考えているところでございます。
委員 長	11番。
1 1 番	現在離農された跡がありますよね。離農された方が、そのまんまその地域に住ま れている場合もあるし、その場から離れたという場合もありますけれども、例えば この離農された跡の施設だとか、そういうもので入ってくれば、もし新規にそこ に入っていただければすぐできるというような状況にある旧農家というか、そうい うのはどのぐらいありますか。
委員 長	農政課長。
農政課長	入植をされる方の規模的な要望もあろうかと思えますけれども、現在もしそうい う方がおれば、住宅を明け渡してもいいよという方は、現在3軒ございます。
委員 長	11番。
1 1 番	例えばそういうところの場合、住宅はもちろんですけれども農業施設も含めて、 すぐできるということなんですか。
委員 長	農政課長。
農政課長	基本的には畜舎等の農業施設、これが中心になろうかと思えます。 しかしながら入植をするということは、やはり住む場所が必要でありますので、 やはりそこに住宅というものも完備が必要になってくるというふうに思っておりま

委員長

11 番

す。

11番。

そうすると、その3戸ぐらひは、ある意味では希望があつて条件さえ合えば、そう時間をかけないでも、営農に入っていくような条件が町内にはあるんだということなんですよね。

それについての例えばPR活動等だとか、そういうものはどういうふうに行っているのか。

それから、今行っている新規就農者に対する援助対策というか支援対策がどういうものなのか、少し説明をしていただきたいと思います。

それともう一つお伺いしたいんですけれども、後継者問題、これは一つ前になるのかもしれないのですが、後継者問題もやはり非常に今後の農業の担い手を確保するという上で大事ではないのかなというふうに思うのですが、新規就農者に対していろんな制度がありますよね。ところが、この後継者に対する支援制度というのはどういうのがあるんですか。それについて説明をしていただきたい。

委員長

農政課長

農政課長。

まず、新規就農の支援の中身でございますが、この新規就農が決まりますと、決まるというか希望が出されますと、まず土地関係については国の制度がありまして、これによって土地を国が買い上げて、ある一定の軌道に乗るまで国が貸し付ける、開発公社の土地になるわけでありまして、貸し付けるという、その貸付料等のまず利子補給があるわけでありまして。

それから、入植が決まった段階で準備資金として、町の条例で、その後継というか新規就農を担われる方に対して50万、それから同居の家族、これに対して1人10万ずつ補助として支給をすることになっております。

また、この施設関係につきましても、この農地保有合理化事業で国が買い上げますのでそういった補助制度がありますし、さらにはこの借上料の半分以上を町が補助をするという制度になっております。

それから、さらにはいろんな準備資金等の利子補給についても大いに付随をしてくる、そういった補助事業の内容になっております。

それから、後継者の問題であります、親から土地を引き受けいたしまして、スムーズに次の体制に持っていくと、そういう部分については、これも支援の資金が

あるわけでありまして、これについても北海道も利子補給していますし、町も利子補給をするというようなものになっているわけであります。

それから、こういった新規就農の募集等のそういったPR、そういったものについては、太田農協等のホームページにもそういった部分も記載をされていまして、それから町の後継者対策協議会、こういった中でもそのホームページに記載をされていまして、それらの関係で募集をするということで、何件かは問い合わせがあるという状況にあります。

委員長

11番。

11 番

今問題は新規就農、これはやはりこういう状況ですから、このまんまではどんどん遊休農地がふえていくということなので、新規就農者の誘致活動というのも積極的に進めていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですけれども、これは産業団体である農協が中心になって進めていくのではないのかなというふうに思うんですけれども、この後継者対策が、やはり同じように重要な状況になってきているのではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、結果的に農業者年金だとか、そういうことでの一定の条件をクリアすれば、後継者にかわっていくという制度がありますけれども、新規就農者にこういうことを一方ではやりながら、やはり後継者が本当に厚岸町に帰ってきて、農業をやるんだという状況をつくり出していくことも非常に大事なことはないのかなというふうに考えるんですけれども、そういう点では、まだまだ施策はあるのではないのかなというふうに考えますけれども、それらについてはどのように考えているか、お伺いをいたします。

委員長

農政課長。

農政課長

親の後を継いで農家をやるという部分においては、親に築いてもらった基盤に入っていくと、そういったことでまるっきりゼロからの新規就農とは少し条件が有利というか、有利ではないかというふうに思うわけでありまして、いずれにいたしましても、この、その子供たちがどっかへ出ていて、帰ってくると、そういったときには、何かもう一つ後押しをしてやるのが、そういった動機とかきっかけになることもあろうかと思います。そういったことで、既存のいろんな制度がございますけれども、もう少し研究をする必要があろうかというふうに考えております。

委員長

他にございませんか。

	10番。
10 番	家畜排せつ物の適正な処理に関する法律とか何とか、そんなふうな名前の法律がもうすぐ発動しますよね。それで、そうなりますと適合していないものに対しては罰則規定までであるという法律で、農家にとってはそういう施設をつくるということは非常にまた負担が大きいわけで大変だと。それで簡易な方法を含めて、何とかこの基準をクリアするようにしなければならないということで、担当課長を初め担当者の方には今頭がいっぱいではないかというふうに思うんです。 それで、厚岸町の場合、一つの統計数字がありまして町内全域から排出される廃棄物が21万 5,700トン、そのうち一般廃棄物が 5,700トン、産業廃棄物が21万トン、そのうち牛ふん尿、これが20万 6,000トン、全体の96%というふうに言われているんですが、大体このぐらい、多少の移動はともかくとして、大ざっぱに言ってこのぐらいのものと考えてよろしいでしょうか。
委員 長	農政課長。
農政課長	家畜ふん尿の量でございますが、この20万 6,000トンという部分については、ゼロ・エミッションの計画の時点で、何年か前の数字になろうかというふうに思っておりますけれども、それから少し牛の頭数もふえてます。そういったことを勘案すれば、もう少し多いのかなというふうに思っております。
委員 長	10番。
10 番	21万トンまではいかないけれども20万 6,000トンよりもまだふえているというぐらいのものだと、大ざっぱにですね。ただ、これ処理できる量ではないですよ。牛のお尻掛ける排出量でしょう。実際には放牧している中で排出するものも全部含まれますよね、実際にはその6割とか7割とか、いろいろな数字になってくるのではないかと思うんですが、そのあたりはどのぐらいの数値で持っているんでしょうか。
委員 長	農政課長。
農政課長	正確な数字はちょっと持っておりませんが、放牧期間、冬にはあまり放牧しませんので、夏の放牧期間、そして中には舎外だけでやっている方もありますし、あくまでもちょっと根拠のない数字で申しわけありませんけれども、4割くらいの方が放牧かなというふうに思っております。 すみません、先ほど20万 6,000トンというふうに言われておりますけれども、こ

委 員 長

の数字が1カ所に集まる、堆肥場なりそういった施設に集まる、そういう数字でないかというふうに思っております。

農政課長

農政課長。

再度答弁させていただきます。

この20万6,000を計算した時点では、放牧を除いた数量が20万6,000ということでございます。

委 員 長

10番。

10 番

そうすると、このゼロエミのときに出された資料なんだけれども、これはいわゆる処理可能量として出していたわけですか。今まで聞いてた話と違うので、それは私の方で認識を新たにしなければならないですね。そうすると処理可能量として21万5,700トンという厚岸町の廃棄物総量を考えているんですね。

そうですか、はい、わかりました。いやいや、それはいいです。

そうすると処理可能量というか処理をしなければならない牛ふんの量が20万6,000トンから21万トンの間だと、厚岸町ではね。ものすごい量ですね、わかりました。

それで、そういうものを含めて厚岸町の廃棄物、何年か前ですが、このときの要するに21万7,500トンをどういうふうにしようかと。本来それを全部資源で使えないのかなということのいろいろな調査や研究を行って進めてきて、その中から、有機系廃棄物という言い方をゼロ・エミッションの中では言っていますが、言葉をかえて言うと生物系廃棄物といってもいいと思うんですが、これについては高分子化合物だとか処理困難物と違って、厚岸町で何とかできるのではないかということで、そのいわばプラントとして堆肥センターというものがつくられたわけですね。

その間の事情ということは、何遍も議会でも説明が出てきているので、そういうふうに聞いています。

それで、ゼロ・エミッション自身としては、今回の私の一般質問に対する答弁の中にも町長の方からあったわけですが、今後とも資源の循環を基本とした産業の振興、環境に極力負荷を与えない生産手法の研究、生産物を安全で良質なものを追求し、これを活用して付加価値をつける製造業などの産業の拡大というふうな形で、これはまさにまちづくりであり、それは産業の振興なんだということを明確に位置づけております。

それで、委員長、ちょっと膨れるけれども勘弁してください。そんなにそこは時間とりませんから。

こういう形でゼロ・エミッションの一つの手法が確立している部分を中心にして、この産業支援ということに明確に位置づけたゼロ・エミッションの展開を行っていくということをおっしゃっていますが、今後、これについてはなおまだ個々の部門では具体的にこのようにしていこうという点ではいろいろな研究も必要だと思いますが、これからどのようなことが具体的に考えられて、展開されていくのか。まず、その総論的なところではどういうふうにお考えでしょうか。

委員長
農政課長

農政課長。

この施設はゼロ・エミッションの構想の本当の成果として、厚岸町の核となる施設ではないかというふうに思っているところであります。この施設を活用することによって、いろんな部分で基幹産業である農業、それから漁業の、それからさらには水産加工等の、そういったこの施設を使うことによって、そういった成果が支援という形であらわれてくるというふうを考えておりまして、この施設については、まず農業だけの施設ではないというふうに私は考えております。

それで、やはりこういったすぐれた施設でありますので、これからはやはりもっと地元の方にも見てもらう。同業者にも見てもらう。同業者があれしてみますと、あまり見られていないという状況もありますので、まずは見て、中身を知っていただくと、どういうものができるのかという部分を、そういう展開。

それから、子供たちにも一からこの有機物の廃棄物が堆肥化されていく部分がずっと目を追って見れる施設でありますので、そういった自然循環の一つの見本としての施設というような形で、そういった部分に活用をしていきたいというふうを考えております。

また、部分的にはまだいろんなやり方によっては少し水分が抜けないだとか、施設のある程度欠陥というか、そういう部分もありますけれども、これから調整をしながら、この施設を最大限に活用をしていきたい。さらには農家、一般農家に対する普及についても、非常にこの施設の特徴というのはエアレーションによって一次発酵槽でもう既に70度、80度という温度に上がるわけでありまして、この時点でいろんな細菌類、ウィルス等も死滅してしまうという部分がございますので、そういった部分を一般農家の既存の施設に取り入れていかなれないかという、そういった方

委員長

10 番

向も模索をしていきたいというふうに思っております。

10番。

12月議会の、たしか谷口議員の質問のときと、それから私の今回の一般の質問のときに比べると非常に積極的なお話が出てきて、大変感銘を深くしているところがありますが、今のお話は、施設を利用しての展開なんです、その前にゼロ・エミッションシステムとして、一つの全体的な構想が確立してきてますよね。それを今後どのように展開させていくのかという点で、今最初にお話を聞いたわけですので、その点。ゼロ・エミッションというもので廃棄物を資源として使ういろいろな部門の考え方が出ておりますが、それらについては、ゼロ・エミッションシステムの研究というのは、ここで一たん終わりということになるのでしょうか。それとも、これを産業支援に結びつけて一つ一つ進めていくという研究という、あるいは施策展開というか、それらについては今後どのように考えているのか、そちらをまず先にお聞きして、それから今の農政課長のお話に入ろうと思うんですがね、いかがでしょう。

委員長

環境政策
課長補佐

環境政策課長補佐。

ご答弁申し上げたいと思います。

質問者、既にご承知のとおり平成13年度から14年度にかけまして、厚岸町資源循環型ゼロ・エミッション導入促進事業調査研究会というものを行っております。この報告書につきましては、最終報告について、各委員の方にはまだ未製本で配付はしておりませんが、実質完成を見ております。この中では、今後も引き続き継続をして行って検討をしていくという結びになっております。

以上、そのようになっております。

委員長

10 番

10番。

そうすると、もう一般質問でも町長からご答弁いただいた資源の循環を基本とした産業の振興、環境に極力負荷を与えない生産手法の研究。それから、生産物というのは安全で良質なものを追求していくんだと。そして、それに付加価値をつけた製造業などの産業の拡大展開という形で、このゼロ・エミッション事業というものは厚岸町の産業を振興し、まちづくりの基本になっていくんだという姿勢で、今後、そういう個々具体的な研究や施策の展開を続けている最中であるというふうに解釈しておいてよろしいわけですね。

委員長

環境政策課長補佐。

環境政策
課長補佐

質問者のおっしゃるとおりでございます。

委員長

10番。

10 番

そういう観点から、今、農政課長のその中で非常に具体的な施設として、いわばこのゼロ・エミッションの核となるその施設を利用して、今後どのように展開していくかというお話を伺いました。それで基本的な姿勢はよくわかりましたので、それで二、三お聞きしますが、そうするとまず確認しておくのは、あなたが12月議会におっしゃった、このいわば試験施設としての役割はほぼ終わっているのかなというふうなお話をした、これは違いますね。考え方を新たにしたというふうに解釈していいんですね。まずその点。

委員長

農政課長。

農政課長

今回の一般質問の時点でもお答えをさせていただいておりますけれども、12月時点の部分については、ああいった施設でああいう形で堆肥ができるという、そういった技術的な部分についてはほぼ終わつたろうという部分を申し上げておまして、先ほど言われた総体的な振興方策については、これからさらに展開をする必要があるという認識でいるわけであります。

委員長

10番。

10 番

それでお聞きするんですが、今、先ほど私冒頭申し上げたように、罰則までつくって、そして国が今までは多頭化にせいと言って旗を振って、そしてその排せつ物についてのろくな補助もなく、農家としては非常にそれ用の施設をつくることもままならないような状況の施策をどんどん続けてきて、急に、今度はそれでもって畜産公害などという問題が起きるから、農家の負担においてこれだけの施設をつくりなさいというような、いわば非常に現場の農家にとっては混乱を招くような施策の大きな変更があったわけですよ。

ですから、本来国のやっている農業政策の欠陥を農家の方に押しつけるような形でいきますと、この法律がぼんっとつくりられて、そして、何年何月何日までにやらなければ罰則の適用になりますよというような形で来ているわけで、現場に農家にとっては大変なことだというふうに、私は認識しています。

それで、結局、何とかその規制をクリアするような施設をとにかく急ごしらえであろうと何であろうとつくってしまったわけじゃないと。それで簡易型とかいっ

て素掘りの穴にシートを引いて、それから、上からシートのようなテントをかけて、それをもってよしとするというような便法が、国の方も言わざるを得なくなってきた、どうしても先立つものがない農家にとっては、そういうものでもいいからとにかくクリアしなければならないという非常に本来のあり方から言うと、実に変なゆがんだ形の急場しのぎのものを行わなければならないのが現実だと思います。

と言って、そんなことを言っている暇もない状態で、担当者の方は何とかこれをいろいろなところの資金の手当てをして、農家にやっていただかなければならないというのが現実だと思います。それで頭がいっぱいになっているのはよくかわるので、そのときに、随分と上の話ばかりされたって困るというのが本音だろうと思うんです。

実は、産業振興とか産業支援とかいう場合には、現在の規制値に合えばそれでいいんだということをやっていると、うまくないんですね。そのいい例が、道内のある町では当時道と十分にそういうすり合わせをしたそうですが、堆肥盤について屋根がなくてもいいということで、立派なものを各農家つくったんですよ。ところが、それを道の担当者は現在の法律に合わせれば、なくたって規制にならないからいいと言っただけのことだと思うんですね。

ところが今になって、また多額のお金のかけて、それに屋根をつけなければならない。それならば、最初にあのときつくったときに、下板の方をもう少し簡単なものにしても屋根をつけておけば、何も今こんな費用がかからなくて済むのになという事例も、実際にあるようです。

したがって、この現在の規制値に何とか間に合いすれば、それでよしということをやっていると、また現場の農家は今のうちに、この猫の目行政なんていう言葉がよくマスコミが使われますが、規制については今後緩くなっていく方向に動くことは、まず考えられません。また、きついものが出てくる、また、きついものが出てくるというふうになってきますので、そういうときにも、一たん行った投資で間に合うような、そして、それが非常にコストの安いものを開発し農家に進めていくのが、まさにこれは農家に対する本当の意味での支援だと思うんですよ。

そういう意味で、堆肥センターのシステムというのは、大きな示唆を与えてくれるというふうに私は思うんですよ。

それは堆肥センターと同じものを小型化して、ああいう水車のようなものがグル

委員 長
農政課長

グル回って、あれだけ立派な堆肥にするものでなければ、農家につけても意味がないというようなことには、私はならないと思うんですね。あれの、例えば7割でも8割でも、いわば、その減産したような効果のあるものでも、今の状況よりははるかにいいのではないかというふうに思うわけですよ。そういうような形ででも、農家への普及を図ろうというようなことについての検討はしているのでしょうか。

農政課長。

おっしゃられるとおり農家は、この法律を何とか最低限でクリアしようという、そういった状況にあることは、これは間違いなというふうに思っております。そうかといって我々自治体、指導的な立場の自治体が農家と同じレベルになってしまつては、また今おっしゃられたような内容になってしまうということもございます。

そういう意味で、私ども指導する場合は、やはり最低限曝気をしたり攪拌をしたりする、そういう装置をつけてくれという指導は常にやっているわけではありますが、やっている方もおられますけれども、なかなかやられないという状況にあるわけでありまして、やはりこの町の堆肥センターの施設を、本当にいい模範的な施設でありますので、いろんないい部分をとれる部分もあるわけでございまして、先ほど言いましたような既存の堆肥盤、それに屋根をかけ、そして、そこにエアレーションをするという、そういう方法も一つの進め方かなというふうにも思っているところでありまして、それがすべての農家に適用できるかという、例えば、フリーストールの農家等については、かなり水分が90%ぐらいの水分でありますので、相当な副資材、水分調整材を使わなかったらできない場合もあります。

ですから、そういったできる部分から少しでもこういった施設を見習った方式を導入できないか、これから我々に課せられた課題ではないかというふうに思っております。

委員 長
10 番

10番。

担当者の方がよくわかっているわけで、こんな具体的なことを言うのは釈迦に説法で申しわけないんだけど、一つにはその堆肥盤なんかの既存のを利用して、そんなにコストをかけないで、なおかつ今よりはずっといいものを早くつくるといような方法も、一つのある程度の完璧なモデルのようにできたそのものを、そのまんま使わなくてもということだと思えます。

それから、今のフリーストールですか、私も農家に出かけたときにちょっと見せ

ていただいた、牛舎のわきに大きな穴が掘ってあって、そして、そのところにベルトコンベアーのようなので牛ふんがぼたぼたと出てくる、ああいう形なんですね。その場合ですと、確かに大きな池のようになってしまいますね。そうすると、小清水だとか、あちらの地方では水肥を使って、厚岸町のような堆肥でやる方法と違って、水肥にしていくというようなことをやっているところもありますよね。そういうようなものも、やはりすべてが堆肥センターのやり方ではなくて、やはり取り入れやすいものを取り入れるということですね。そういうものもやはり研究してみる必要があるのではないかな。

それから、これは全く別ですが、厚岸町で講演をやった宇井純という沖縄大学の教授、今回定年退官するようですが、沖縄では豚の畜産公害、これに悩まされているんですが、これについては、いわゆる素掘りの穴のような状態の中で曝気することによって非常にいい効果を上げるという、非常に簡単でいい方法を、ただし沖縄とここでは気温も何も違いますから、それがすぐ使えるかどうかわかりませんが、そういうオキシデーションデッチの下水の方法を簡略したようなものを利用することによって、沖縄県の畜産公害を抑えるのに非常に効果を上げたというような話も出ておりますよね、そういう種類の本には。

ですから、いろいろなやり方があると思うので、そういうものをどんどん取り入れて、そして 100のものができなければ90、90のものができなければ80と。しかし、ゼロよりはずっといいと、あるいは50よりはずっといいというような考えで取り入れていっていただきたいんですよ。そのことは、直接には、その農家の負担を軽減するという意味において、やはりこれは非常に大きな産業振興だと思います。

それから、このごろ急に道の方が言い出したのは、硝酸態窒素の問題があります。これは、新聞なんかでは肥料のやり過ぎたというような書き方をしているんですが、厚岸のようなところでは畑作がありませんから、ほとんど、ゼロに近いですから、ましてや水田はもう全くのゼロです。そうすると、単作単品で、うちも牛フン尿を肥料にしたら、隣の家でも牛ふん尿を肥料にしているわけですよ。これが十勝まで行きますと、こちらでもってつくった堆肥は、隣の家は違うものをつくってますからほしいんですね。需要が出るのですけれども、ここでは自家需要で全部いかざるを得ない。

したがって、場合によっては施肥が、とにかく出たものを全部畑にまくと過剰に

なる可能性もある。そういう意味で、この道東のそれも平地における酪農というものは、硝酸態窒素というものによって土地が荒らされていく可能性を持っていると。非常に強く可能性を持っているということは昔から言われていますよね。

それで吸収率のいいもの、肥料として非常に吸収率が、速効性があるという言い方で言われるようですが、全部まいた肥料が牧草になってくれれば、畑の中には硝酸態窒素が残留するということはないわけですよ。そういう意味でもこの今回その完成して、厚岸町で行っている今の大別のシステムというのは非常にいい堆肥ができるんだというような話は行くたびに聞かされております。

それで、そういう対比実験、いろいろなほかの方法でつくった牛ふん堆肥との間の吸収力の差、そういうものについては行っておりますか。

委員長

農政課長。

農政課長

硝酸態の窒素の部分については非常に有害だと、人間の体内に入れば非常に有害なものであるというふうに言われておりますし、畑の作物に対する影響も出るというふうに言われております。

しかしながら、こういった部分については学術的な調査、そういった試験についてはまだ町においてはやっておりません。今後やはり関係機関、指導機関等とも連携しながら、これらの影響等についても調べたり、どういう部分で吸収というか、吸収されていくか、そういう部分についても、やはり研究をしなければならないというふうには思っております。

委員長

10番。

10 番

農業の振興という点が一番表に出てくるわけですが、それだけにとどまりませんですよ。ああいう施設を使うと、これは各農家につけたものについてそういうことをしなさいという意味ではないんですが、今回の堆肥センターについては、いろいろな海産廃棄物も、また処理できるという意味において、まずはそういう漁業者、あるいは漁業関係の製造を行っている方たちのコスト削減に寄与するという意味において産業支援になっていると思います。

と同時に、やはり21万トンに及ぶような、この畜産廃棄物がすべて立派な堆肥として適正に処理できるような状況が出てきますと、やはり河川の汚染ということは非常に抑えられますですよ。

それで、これは私の一般質問のときにいみじくも課長がおっしゃいましたが、川

の中には厚岸町の水源であると、飲料水の水源になっている川もあると。そこまで言わなくても、通常の河川においても、その流れ出る先は厚岸湖でございまして、そこではまたいろいろな海産物をつくっております。

それで、今いろいろ問題になっております溶血性大腸菌の問題であるとか、あるいはまたクリプトスポリジウムというような原虫ですか、これは水道水に入ってから下痢を起こすというようなもの。あるいは、これはちょっと牛ふんではないと思いますが、今回問題になっているSRSV、いろいろな汚れた水が流れ出ることによって、今度は海での海産資源に影響を及ぼすようなものもございます。ですから、やはり陸からの負荷はなるべく海にかけないようにするというのは、これは原則ですよ。

そういうことが実現できるということは、まさに、先ほど言った安全で良好な、良質なものをつくっていくという産業支援の基本ですよ。そういう意味でもこういうシステムをどのように活用して、それでみんな、そんなにコストをかけないで、なおかつ良質な効果を上げるということのためにどうしたらいいかということ、これは単に行政が1人で考えてどうぞどうぞということではなくて、みんなで一緒に考えていかなければならないということだと思っておりますが、その点でいかがでしょうか。

委員長

農政課長。

農政課長

この堆肥センター、有機資源の循環を図るという意味では、本当に教科書どおりのものができ上がったというふうに思っております。そういうことで、この施設については、単なる牧場のふん尿を処理する農業だけの施設ではないというふうに私も思っております。

やはり、町内の関係者みんながこの活用によって作業をより一層高めていくということにつなげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

他にありませんか。

(なし)

委員長

なければ進めます。

3目畜産業費、4目農道費、5款農林水産業費、1項農道費、1目農地費。

8番。

8 番	ここでお伺いしたんですけれども、町営牧場の農地について、ちょっとお尋ねします。
	牧場を管理するところで聞けばいいのかどうか分かりませんが、町営牧場の農地についてお聞きしたいんですが、この項でひとつ、この目でお尋ねしますけれどもね。
	今現在町営牧場の農地、そして、また放牧地、これを含めて総体的にどのくらいあるのか。
	そして、また先日補正のときにちょっと触れたんですけれども、やはり農地というものは絶えず更新していかなければいけない。理想的なのは10年周期でもって更新していくと。そう申し上げたら、課長、あなたは、やはり町営牧場もそのようにすると考えていると、そのようなお話でしたよね。
	それで、これは毎年更新していかなければいけないわけですから、今年は、農地の利用状況、農地の利用計画というものがあると思うんですよね、町営牧場で。そのことについて、ちょっと具体的にひとつご説明いただきたいと、このように思います。
委員 長	農政課長。
農政課長	町営牧場の草地面積につきましては約 1,300ヘクタールちょっとだというふうに記憶をしているところでありまして、この中には採草地。これが約 300ヘクタールほどあります。それから、兼用地というふうに呼んでおりますけれども、採草する場所、それから放牧をする場所、どちらにも利用できるという、その場所がございます。
	さらには、放牧だけに使用をしているということで、町内に3カ所の団地で牧場が分散をしているわけでありまして、今年の場合については夏季放牧 2,400頭を予定しております。また、冬季舎外については、当初の予算の段階では 1,065頭の舎外を予定しております、これらに見合う牧草の草を収穫しよう、そういった計画になっているわけであります。
委員 長	8 番。
8 番	これでは、先日も補正のときに聞きましたときにも、町営牧場の収支が 1,400万、それぐらいの黒字になるであろう。そのような話でありました。これはやはり全道的にも非常にすばらしい経営をしている牧場だと。そういうことも農協からもお聞

きました。このことについては高く評価をするわけであります。

そこで、やはりこれだけのすばらしい牧場を経営していく、運営していく上においても、やはり立派なすばらしい後継牛を育てるということが、やはりこの厚岸酪農の源になるわけですから、非常に大事なわけです。

よく昔から酪農は、土づくり、草づくり、それからあとは何て言ったらいいんでしょう、酪農は牛ですね。ところが今は違う、人づくり。立派な人間がいなければ立派な牛は育たない、こう言われています。

立派な牛を育てるのには、やはり良質な草がなければならん。これが大事なんです。それで、町営牧場のこの草地を更新していく計画、更新の計画、これには課長、あなたは触れておられません。

私参考までに、私どもの太田の状況をちょっと申し上げますと、太田の農地の総面積ですね、これは放牧地も含めてですよ。農協用、それから草地利用組合の、これ両方含めまして約 600ヘクタール。それと個人の所有地、全部含めると 4,000ヘクタールと言われている。

そのうち毎年どれだけ更新しているかということ、その1割、400ヘクタール、過去に更新してきているんです。10年周期でもって一回り、今年で終わるのかな。畜産基盤総合整備事業ですか、今年で終わるのかな。その後どうするのと聞いたら、今度はちょっと補助率は悪いけれども道営事業これでもってやっていくと。今4,000ヘクタール終わったから、これでいいのではない。先に更新したものはもう10年たっているんですから、これをやっていかなければならない。これはやはり酪農をやっている限り、この繰り返しなんです。

やはり町営牧場もそういう形でもって、やはり更新してもらわなければいい牛は育たないですね。量的に化学肥料、あらゆる肥料を使うと十分量的にはとれます。ところが中の成分が違うんですね。

人のことを名指して言うと怒られますので、私のことを言います。家の牧場では、離農した跡地の土地、これを10町歩ぐらい借りております。その土地というのは、15年も20年も更新したことのない土地です。しかし、化学肥料で十分量的にはとれるんです。

昨年、ちょうどたまたま天気のいいときにぶつかったので、非常に見た目ではすばらしい草が収穫できた。これロールで丸めてラップをかけてあるんですが、これ

は搾乳牛には食わせません。乾乳の牛に食わせている。乾乳の牛、乳を休んでいる牛に。そしたら今年の1月に続けて3日、子を産んでおる。3頭続けて腰が抜けました。カルシウムの不足による帰結なんです。課長もそういう姿を見たことがあるかないかわからないけれども、ちょうどそういう状態。どういう状態になるかというと、タコがありますね、8本足のタコ。タコのゆでてないタコ、生ダコありますよね、あれと同じ状態になるんです。この筋肉が、こうやると倒れそうなんです。足の筋肉がこのような状態になるんです。それに無理に起こすと股関節脱臼しますので、それはしないようにそうっとしておく。それで獣医さんが来て、これはカルシウム不足だと。カルシウムの注射する。それで点滴して、半日ぐらい投げておくとぴんと立つ、これはまず極端なものです。

だから、これはなぜそうなったかという、やはりさっきも言いましたように、永年草地、更新したことのない土地ですから、カルシウム分がない。メーカーに頼んで、その草を分析してもらいました。これはカルシウムが極度に落ちている。そういう草を食わせていたんではいい牛は育たないんです。だから、町営牧場の牛というものは搾乳してない、子産まないですから、産ませてないんですから、腰抜けにはならんでしょう。だが、そういう牛を育ててたんでは、大事な後継牛、立派な牛は育っていかないわけですね。それで、これは1,400万黒字になったからと喜んでいられない。

草地でもつくったときには、補助事業でやるからいいんです。ところが、今後維持管理に今度は金かかるんですよ。町営牧場で1,300ヘクタールですか、この土地を維持していくために、今後計画的に更新しなければいけないと思うんですよ。10年で返るということになると1年に130ヘクタールですか、それずつ更新していかなければならないわけですね。10年で返るということを、管内をこうやって見ても、ちょっと、あんまりないんだそうです。大体13年から15年ぐらいになっているんだそうです。10年とは申しません。だが、計画的に更新をしていく、当然そういう計画をお持ちだと思いますけれども、どのような事業で今後更新していくお考えなのか、そのことについてお聞かせいただきたい。

委員長
農政課長

農政課長。

牧場の草地更新についてお答えをさせていただきます。

牛を放牧するということは、やはり適正な土づくりによって牧草が生育するわけ

でありまして、このことについては私たちも同感でありまして、実際そのように進めているところであります。過去には団体草地開発事業だとか、それから農家がやっておりました畜産総合整備事業だとか、それから、公共牧場整備事業、これは平成8年から昨年まで大別地区と、それからセタニウシ団地について事業を実施してきておるわけでありまして、いろんな施設の整備のほかには基本的な草地の整備もやっております。面積にして270ヘクタールほど実施をしてきているわけでありまして、やはり言われるようにサイクルを組みまして、次から次から更新を、草地を整備していくことは、これは酪農にとって、農業にとって絶対に欠かすことのできないという内容であります。

昨年、大別地区が終わりまして、今後しばらく別寒辺牛団地の方をやっておりませんので、これから同じく釧路、厚岸第2地区として別寒辺牛団地の町営牧場を整備をしようということで、平成17年から22年まで、一応現在のところ182ヘクタールを更新しようということで計画をしているところであります。

それで、やはり今後においても、同じようなサイクルを持って整備をしていく必要があるというふうに思っております。

委員長

8番。

8 番

これもぜひそういうふうに、まずやっていただきたい。1年でも、これは休まらないんですよ。この土づくり、草づくりというものは、腹減ったときに、まんま腹いっぱい食ったようなわけにはいかない。相当長い目で見なければいけないわけですよ。カルシウム不足だからって、カルシウムのふりかけぽぽっとかけて食わすようなわけにもいきません。ですから、やはりそうした基礎づくりというのは非常に大事なんですね。

それで、やはり更新するのに、やはり有機質を入れなければならんわけですよ。それで、昨年までですけども、私ども太田農協で更新したところ、農家の堆肥場にためてあるやつを提供してもらって、運送屋さんに運んでもらって、それを全部ブルで引きならして、そして更新したんです。やはり堆肥を入れた土地と入れないでただ更新、ひっくり返してただ石灰まいて牧草植えたのとでは、草の長持ちが全然違います。

生えたときに、確かに牛のふ尿問題というものは、今酪農公害といって環境問題として、一番頭の痛いところなんです、我々、実はね。ところが、では、太田で堆

肥が余っているかと言ったら、さっきも言ったように農協の草地、あるいは草地利用組合の草地、農家が提供してくれと、堆肥を提供してくれとって持っていったんですけれども、足りないんです、正直な話。毎年定期的に更新していったならば堆肥なんか余らないんです。だから、太田に今大型化が進んでフリーストール、そういう時期になってきました。そしてふん尿の処理というものはどうなのか。今、太田で取り組んでいるものはどういうものがあるかという、いわゆる堆肥センターでやっているあいう機械を導入しただけ。私のところもそうなんです。あれを小型にやつを入れているんですけれどもね。これも安いものではないんですよ、2,700 万かかっているんですから。そういうタイプと、それからラグーンタイプ、大きなためをつくってね、屋根をかけて、つくっている。

だから、牛が一体一日に排せつするもの、ふん尿合わせてだれどけたれるかというか、成牛換算にして1日約70リッターと言われているわけです。今、太田でフリーストールでやっているのは、最近はそのラグーンタイプがはやっている。農協は頭数を換算して、1日にたれる量、たしか70リッターだと思いましたけれども、それに換算して、そして、その頭数に合うだけのものをつくっている。ものすごい膨大なものです。二、三千万かかるのではないかと思いますけれども。そのようなことでやっております。

やはり土地を更新するということは、そういう有機質を有効に使う、まして畑に投げといて、雨降ったら流れていくよというようなことしたんでは皆さんに迷惑もかかると。と同時に、それでは酪農はもちません。やはりいかに有効に使うように、やはり農家自身も頭の開拓が必要ではないのかなと、このように思います。

これで町営牧場としても、やはりこの更新というものには、あの牧場を、立派な牧場を経営するためにはどうしてもやらしてもらわなければいけないのですから、そのことはやはり積極的に取り組んで更新に、草地の更新ということに当たっていただきたい、このように思いますので、考え方をもう一度ちょっとお聞かせいただきたい。

委員長

農政課長。

農政課長

おっしゃられるとおりの中身でございまして、私どももできるだけ許す範囲で草地の整備については、基本的な部分でありますので、力を注いでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 長	いいですか。他にありませんか。
	(な し)
委員 長	それでは、6 目の牧野管理費、ありませんか。
	(な し)
委員 長	7 目の農業施設費。
	11 番。
1 1 番	研修センターのこの備品購入なんですけど 21 万 8,000 円、これは何ですか。
委員 長	農政課長。
農政課長	以前に、11 番議員からご指摘を受けた内容でありまして、研修センターの机の修理ということで調査をした結果、2 机使用できない分があるということで、その修繕費を計上させていただきました ― すみません、備品を購入するということで計上をさせていただきました。
委員 長	11 番。
1 1 番	何点ですか。
委員 長	農政課長。
農政課長	この予算の内容では、5 基程度というふうに考えております。
委員 長	11 番。
1 1 番	現在机使えないのは何脚あって、今回どうして 5 基なんですか。
委員 長	農政課長。
農政課長	研修センターの高いいすで座る机につきましては全部で 68 台あるわけでありまして、そのうち 24 台が修理を必要だという状況にあります。
委員 長	11 番。
1 1 番	それで、どうして 5 つなんですか。
委員 長	農政課長。
農政課長	私どもの、この現下の予算の非常に厳しい情勢の中でありまして、いろんな工夫をしようということで、例えば天板の穴のあいているのと、下の足の壊れてないやつを組み合わせながら取りかえて直そうとして、最終的に許せる範囲で購入をしようというのが、そういった実態であります。
委員 長	11 番。
1 1 番	そうすれば、結果的に 24 何脚は使えるんですか、使えないんですか。5 つやるこ

	とによってどうなんですか。
委 員 長	農政課長。
農政課長	やはり使えない部分もありますので、すべて68台が復元をされるという状況には ございません。
委 員 長	11番。
1 1 番	今後はどうやっていくんですか。そのまんまないということですか。
委 員 長	農政課長。
農政課長	できれば、状況を見ながら補正を要望していきたいというふうに思っております。
委 員 長	他にありませんか。
	(な し)
委 員 長	本日の委員会はこの程度にとどめ、17日に延会します。

閉会時刻 1 6 時 5 9 分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 5 年 3 月 1 4 日

平成15年度各会計予算審査特別委員会

委員長